

第2期

大湊村地域福祉計画



平成31年3月

大湊村

はじめに



平成30年3月に「第2期大潟村総合村づくり計画」を策定しました。大潟村が誕生してから50周年を経て、100周年に向かう最初の村づくり計画です。その中で、今後の大潟村の将来像として、「住み継がれる元気な大潟村」ということを掲げております。そのための取組の一つとして地域福祉の推進は必要不可欠であり、誰もが住み慣れた地域で、自分らしくいきいきと暮らしていくことができる地域づくりが求められています。

一方で、社会環境が大きく変化してきており、少子高齢化や核家族化の進展、高齢者だけの世帯の増加、地域コミュニティの希薄化などが生じているところです。こうした状況もあって、住民が抱える課題は複雑化しており、また、従来の福祉制度では対応が難しい、いわゆる制度の狭間にあるような課題を抱える方も増えてきております。そうした課題を解決するためには分野ごとの縦割ではなく関係機関が連携した包括的な支援体制と、行政や専門機関だけではなく地域住民相互の支え合いによる地域共生社会の構築が重要となります。そうしたなか、村ではいち早く国のモデル事業に手を挙げ、平成28年度から多機関の協働による包括的な相談支援体制と地域共生社会の実現に向けた取組を推進しているところです。

今後の地域福祉全般の指針となる「第2期大潟村地域福祉計画」では、地域住民一人一人が役割を持ち、互いに支え合いながら自分らしく元気に楽しく暮らす村を目指して参ります。村の目指すべき将来像を実現するため、総合村づくり計画や各種行政計画、社会福祉協議会が取りまとめる地域福祉活動計画などと連動しながら、村民、地域団体、事業者の皆様との協働による地域福祉を推進して参ります。

結びに、本計画を策定するにあたり貴重なご意見やご提言をいただきました大潟村地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査や座談会など、様々な形でご参加いただきました村民の皆様、関係各位に対しまして心から感謝を申し上げます。今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成31年 3月

大潟村長 **高橋 浩人**

目 次

第 1 章 計画の概要	1
1 計画の策定にあたって	3
(1) 地域福祉計画とは	3
(2) 計画策定の背景	4
2 計画の概要	9
(1) 計画の位置づけ	9
(2) 計画の期間	9
3 計画における役割分担	10
(1) 村民・地域・行政の役割	10
(2) 社会福祉協議会との連携	12
4 計画の推進体制	13
(1) 計画の周知	13
(2) 計画の推進体制	13
第 2 章 本村の課題	15
1 地域福祉の推進に関わる本村の課題	17
(1) 基本的な課題	17
(2) 現状からみた課題	19
(3) アンケート調査の分析	34
(4) 座談会での意見	35
第 3 章 計画の方向性	37
1 計画の基本的な方向	39
(1) 基本理念	39
(2) 計画推進の視点	41
2 基本施策	42
基本施策 1 ともに支え合う地域づくりの推進	42
基本施策 2 きめ細かな福祉施策の推進	42
基本施策 3 健康づくりの推進	43
基本施策 4 安全・安心のまちづくりの推進	43
3 施策の体系	44
第 4 章 地域福祉の推進	45
基本施策 1 ともに支え合う地域づくりの推進	47
(1) 地域でともに支え合う仕組みの構築	47
(2) 人権意識の醸成・権利擁護の推進	51
(3) 成年後見制度の利用促進	52

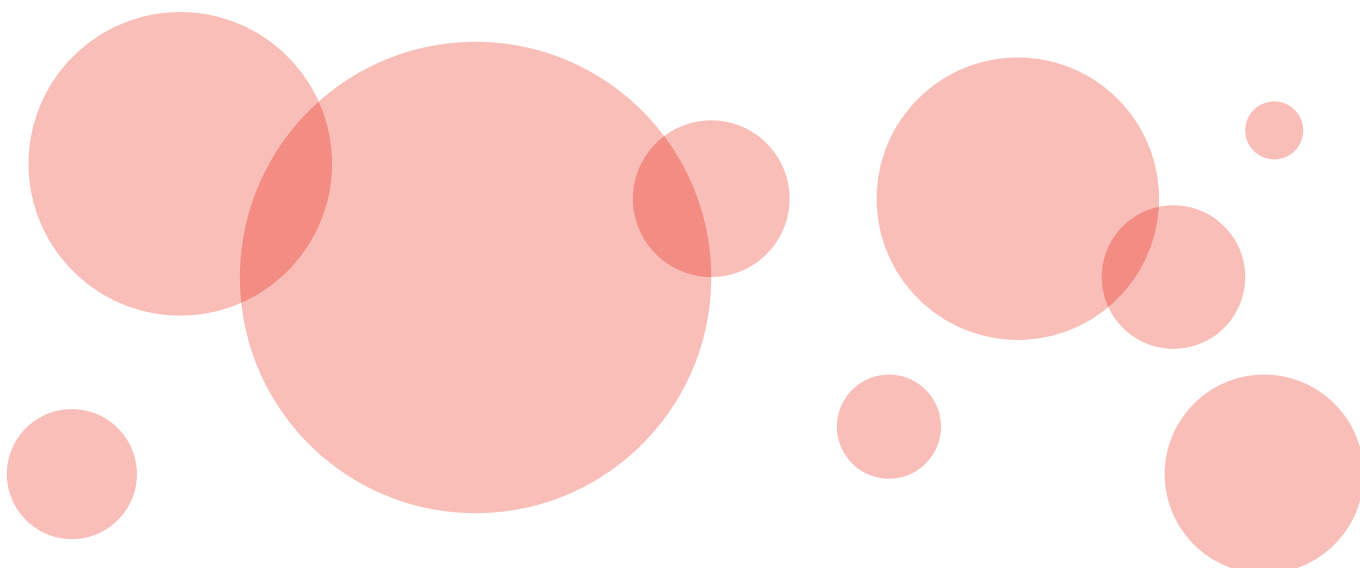
基本施策2	きめ細かな福祉施策の推進	54
(1)	子どもたちの成長を支える支援の充実	54
(2)	高齢期の生活を支える支援の充実	57
(3)	障がいのある方の生活を支える支援の充実	58
基本施策3	健康づくりの推進	59
(1)	健康寿命延伸のための支援	59
基本施策4	安全・安心なまちづくりの推進	62
(1)	防災対策の推進	62
(2)	安全・安心な地域環境の整備	63

資料編 65

1	大潟村人口推計	67
(1)	年齢別人口の推計	67
(2)	高齢化率の推計	67
2	アンケート調査のポイント	68
(1)	調査の目的	68
(2)	調査の実施状況	68
(3)	回答者の基本属性	68
(4)	主な調査結果	69
3	座談会のポイント	80
(1)	座談会の目的	80
(2)	座談会の開催状況	80
(3)	回答者の基本属性	80
4	大潟村地域福祉計画策定委員会	84
(1)	設置要綱	84
(2)	委員名簿	85
(3)	策定経過	86

第1章

計画の概要



1 計画の策定にあたって

(1) 地域福祉計画とは

● 地域福祉計画とは

「地域福祉」は、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくことができるように、地域に関わるすべての人(村民、地域で活動する諸団体、福祉事業者、社会福祉協議会、行政)が主役となって行う地域づくりの取組です。

地域福祉計画とは、そのために地域に関わるすべての人が結びつき、それぞれに期待されている役割に取り組んでいくための指針について取りまとめたものです。

また、村民のつながりを強め、相互の支え合いによる福祉活動を推進するとともに、村民による福祉活動と行政による公的なサービスを結びつけ、多様な生活課題の解決を目指すものです。

● 「パートナーシップ型の福祉」の推進

これまでの福祉施策が想定していた範ちゅうを超えた多様な生活課題に柔軟に対応できるように取り組んでいくため、「行政による措置」だけではなく、村民一人ひとりの自発的な取組に対して行政が積極的に支援を行う「パートナーシップ型の福祉」を推進することで、住み慣れた地域で誰もが安心して生活できる地域福祉の実現を目指します。

村民、ボランティア団体・NPO法人、福祉事業者、社会福祉協議会、行政などが協働して取り組む
『パートナーシップ型の福祉』の推進

● 村民が主役となる地域福祉の推進

「パートナーシップ型の福祉」の推進のためには、まず、村民一人ひとりが福祉サービスなどの利用者、対象者という立場に固定されることなく、地域福祉の主体へとシフトしなければならないということについて、村民に広く理解してもらうことが必要です。

地域福祉の推進に向けて、自ら課題を考え行動する村民の取組(自助)に対して、個人や地域の諸団体による相互の助け合いの取組(共助)と、それらの活動をサポートし、村民や諸団体の活動が行いやすい基盤や環境を整備する行政の取組(公助)があります。その自助・共助・公助の取組が個々の課題に対して適切に組み合わせられることで、地域の多様な生活課題に対して、きめ細やかに迅速に対応できる地域福祉の推進を目指します。

立場に応じた役割を明確にし
一人ひとりが「我が事」として主体的に活躍する

(2) 計画策定の背景

1) これまでの地域福祉を取り巻く諸課題

● 生活課題の多様化

近年は個人の結婚観の変化による晩婚化・未婚化や少子高齢化の進行、共働き世帯の増加、経済・雇用環境の変化などによる個人の価値観や生活様式の多様化などにより、人と人とのつながり・絆が弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になるなど、互いの顔がみえにくい状況が広がっています。

家庭内においても、家族間のコミュニケーション不足がもたらす影響が懸念されているところであり、特に子どもや高齢者などへの虐待、配偶者などへの暴力、ひきこもりなどの問題が社会問題化してきています。

生活不安やストレスの増大が多様な生活課題を引き起こす一方で、生活課題に直面した人々を支える地域のつながりは希薄化してきており、地域福祉の推進を図るためには、地域力の強化と、多様な生活課題に柔軟に対応できる仕組みの構築が求められてきています。

● 社会福祉施策の変化

社会環境の変化やそれに起因する生活課題の多様化に対応するため、国では社会福祉基礎構造改革が行われ、旧来の「行政による措置」という考え方から利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択・決定する契約制度へと転換が図られました。

また、個人の尊厳を尊重する視点から、できる限り地域の中でその人らしい暮らしができるような基盤を整備していくという考えに基づき、高齢者福祉の分野では、地域密着型サービスの創設や地域包括ケア体制の整備、障がい者福祉の分野では、地域生活への移行や一般就労への移行の推進、児童福祉の分野では、子育て支援事業の実施、医療保険制度においては在宅医療の推進など、地域での生活に移行する施策が展開されました。

このように、社会福祉事業法制定(昭和26年)以来続いてきた「行政がサービスの種類と提供機関を決定する」福祉の制度は、一連の社会福祉基礎構造改革により、利用者の立場に立った地域福祉の実現や生活課題に柔軟に対応する福祉サービスの充実を目指す制度へと変化しました。

● 社会福祉法の成立

国の社会福祉基礎構造改革では、さらに「地域福祉の推進」という考え方が明確に位置づけられました。

平成12年には、社会福祉の基本法である「社会福祉事業法」が「社会福祉法」へと改正され、福祉サービスの基本的理念や福祉サービスの提供の原則、福祉サービスの提供体制の確保などに関する国及び地方公共団体の責務などが定められました。

また、同法第4条では、地域福祉の推進の主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者」の三者とするとともに、地域福祉の推進の目的は、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように」と定められており、同法第107条では、市町村による「地域福祉計画」の策定が規定されています。

このように、地域福祉という考え方は、これまでの高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉といった対象別にとらえたものではなく、これらを横断的に統合して推進していこうというものです。そして、その実現のためには、地域社会を構成する一人ひとりの村民、ボランティア団体・NPO法人、福祉事業者、社会福祉協議会、行政が互いに連携して、ともに地域福祉の推進に取り組んでいくことが求められています。

社会福祉法(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

● 生活困窮者自立支援制度への対応

平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行され、地域福祉施策との連携が求められています。

生活困窮者は、様々な課題を抱えていることも多く、その課題解決のためには、地域のあらゆる関係機関がネットワークを構築し、それぞれの強みを活かしながら役割分担を図りつつ、包括的な支援を具現化することが重要とされています。

また、生活困窮者の早期発見や、その生活環境の変化を把握するための見守りなどの間接的な支援は、地域住民相互の支え合いによる共助の取組が重要性を増しています。

さらに、生活困窮者支援の実践にあたっては、「支援する側と支援される側」という関係を固定的なものとし、生活困窮者自らも地域社会の一員として積極的な役割を見出すという視点も重要と考えられています。

● 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

平成28年7月に、厚生労働省では地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、「他人ごと」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取組の支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行う「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置しました。

これにともない、市町村による地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を目指す

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域の生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。

2. 理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備に努める。
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制の構築に努める。
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域の生活課題を解決するための体制の構築に努める。

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。

2) 福祉に関する施策の流れ

	高齢者福祉	障がい者福祉	子ども・子育て支援	その他
平成11年	ゴールドプラン21		新エンゼルプラン	男女共同参画社会基本法
平成12年	介護保険制度		児童虐待防止法	
平成13年				DV防止法
平成14年			少子化対策プラスワン	ホームレス自立支援法
平成15年		支援費制度		個人情報保護関連5法
平成16年	高齢者雇用安定法改正			
平成17年	認知症サポーター制度	発達障害者支援法 障害者自立支援法	次世代育成支援行動計画(～平成37年)	
平成18年	地域包括支援センター設置 介護保険制度:予防重視型へ	バリアフリー新法		自殺対策基本法
平成19年				
平成20年	後期高齢者医療制度			更生保護法 特定健診・特定保健指導開始
平成21年				ハンセン病問題基本法
平成22年				
平成23年	高齢者住まい法改正	障害者基本法改正		復興基本法
平成24年	地域包括ケアシステム	障害者虐待防止法		
平成25年	オレンジプラン (認知症対策)	障害者総合支援法 地域支援事業の拡充 障害者施設等製品優先調達法		災害対策基本法改正
平成26年	医療介護総合確保推進法	障害者の権利に関する条約批准 (国内法整備)	子どもの貧困対策法 子供の貧困対策に関する大綱	
平成27年	地域包括ケアの強化 生活支援サービス事業 新オレンジプラン	難病患者に対する医療等に関する法律	子ども子育て支援制度	生活困窮者自立支援法 女性活躍推進法
平成28年		障害者差別解消法 障害者雇用促進法改正	児童福祉法改正	自殺対策基本法改正 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置

3) 関連諸計画の動向

● 高齢者福祉

介護保険事業計画は、団塊の世代が75歳以上になり、高齢化が一段と加速する2025年に向けて、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアの取組をもう一步進めるため、平成30年度までに「高齢者支援の体制づくり」が求められました。

第7期介護保険事業計画では、高齢者のみならず、家族や事業者、従業者への配慮等を考慮した制度改正が行われ、「支援活動の具体化、活動の推進」に向けた取組が本格化するとみられます。

● 障がい者福祉

平成23年には「障害者基本法の一部を改正する法律」が公布され、障がい者の定義の見直しや差別の禁止などが規定され、平成24年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が施行されました。また、障害者自立支援法の改正により、新たに「地域社会における共生の実現」を基本理念に掲げた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)が平成25年に施行されました。また、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されています。

● 子ども・子育て支援

平成17年度から10年間推進されてきた次世代育成支援地域行動計画は、平成27年度から子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画として推進されていますが、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」とされており、地域における子育て支援の構築が一層求められています。

また、平成26年に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」では、“全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する”ことが目的・理念とされています。

2 計画の概要

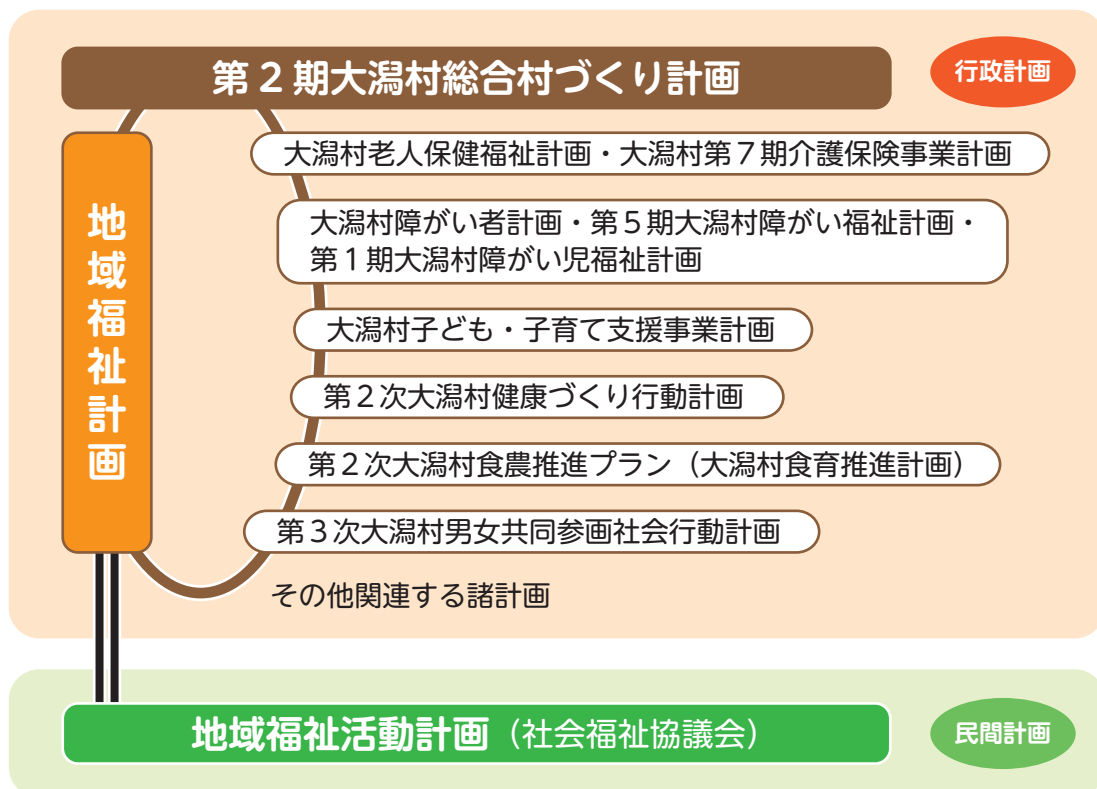
(1) 計画の位置づけ

1) 計画の位置づけ

本計画は村全体の指針となる「第2期大湊村総合村づくり計画」を上位計画とし、地域福祉の推進に直接関係する「大湊村老人保健福祉計画・大湊村第7期介護保険事業計画」、「大湊村障がい者計画・第5期大湊村障がい福祉計画・第1期大湊村障がい児福祉計画」、「大湊村子ども・子育て支援事業計画」、「第2次大湊村健康づくり行動計画」、「第2次大湊村食農推進プラン(大湊村食育推進計画)」、「第3次大湊村男女共同参画社会行動計画」などと取組の方向性を共有し、村民が直面する地域の生活課題に柔軟に対応するため、諸計画を横断的に結びつけるものです。

なお、本計画は社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画と位置づけられます。

2) 関連諸計画との関係



(2) 計画の期間

本計画の期間は2019年度から2026年度までの8か年とします。

計画期間中においても、関連諸計画の改定、社会情勢の変化、制度の改正などが予想されるため、適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします。

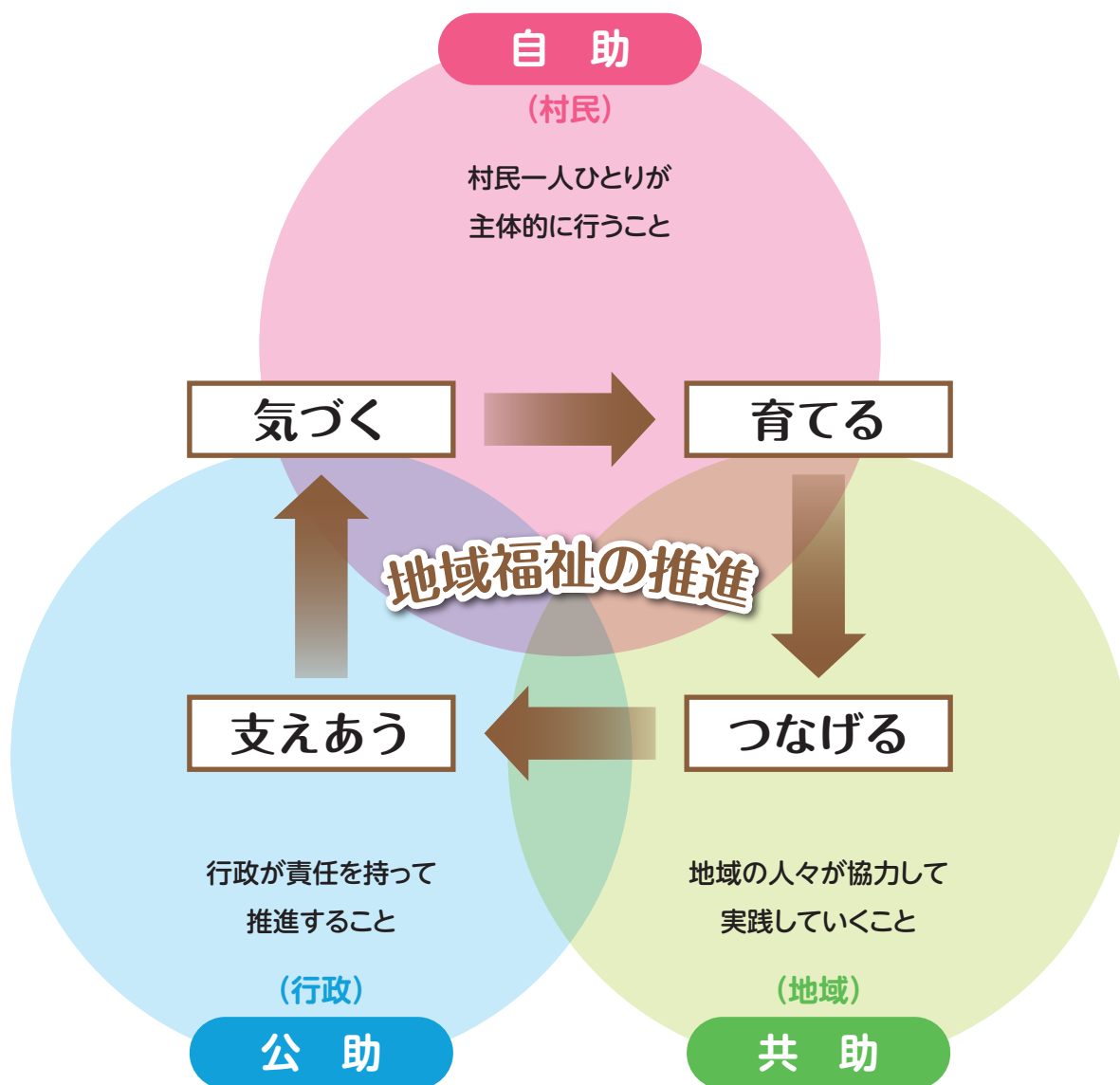
3 計画における役割分担

(1) 村民・地域・行政の役割

地域福祉は行政だけではなく、村民一人ひとり、地域で活動する諸団体や事業者が連携し、地域で互いに助け合い、支え合って推進していくものです。

相互に助け合うことができる体制を整備するためには、村民、地域、行政がそれぞれ地域の中で期待されている役割を果たし、相互の取組がつながるネットワークやともに助け合う気持ちを持った地域コミュニティの確立が不可欠です。

そこで、本計画の推進にあたっては、地域福祉の推進のために村民、地域、行政に期待される役割を明確にして、それぞれの取組がつながることで、地域全体の暮らしやすさの向上を目指します。



1) 村民一人ひとりに期待される役割 (自助)

地域福祉推進の主役は村民一人ひとりです。村民は福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉に関わる諸活動の担い手でもあります。

村民一人ひとりに、地域の生活課題に対して関心を持ち、理解を深め、問題解決のために必要な知識などを深めていくとともに、地域を構成するメンバーとして、自分にできる地域活動に対して積極的に参加していくことが期待されます。

2) 地域に期待される役割 (共助)

① 地域で活動する諸団体(自治会、ボランティア団体、NPOなど)

村民一人ひとりを支える地域の様々な活動団体(自治会、ボランティア団体、NPOなど)には、日常的に様々な村民と接する機会が多いことから、地域の細かな生活課題を発見し、行政など関係する機関へつなげていくことや、村民一人ひとりに対して、地域福祉に関わる諸活動への関心を喚起すること、また村民の活動のサポートを行うことなど、地域に密着し、個々の村民を孤立させず、地域の中でより多くの人々との接点が広がるように、相互交流の機会を拡大していくことが期待されます。

② 福祉事業者

福祉サービスの提供を通じて、村民の自立した生活をサポートするとともに、福祉などに関する情報提供や行政と連携した地域福祉活動への参加などが期待されます。

③ 民生・児童委員

民生・児童委員は村民にとって福祉に関する身近な相談相手であるとともに、地域に密着した活動を通じて地域の生活課題や支援の必要な人の発見・支援を行うこと、必要に応じて、行政や社会福祉協議会と情報の共有を図り、連携した活動を行うことが期待されます。

3) 行政の役割 (公助)

行政は、個人や地域では解決できない生活課題に対して公的支援を行うことや、各種福祉サービスの提供、地域ニーズに適したサービス提供基盤の整備など、直接的に村民一人ひとりや地域で活動する諸団体を支援する取組を行います。

また、村民一人ひとりや地域の活動がより行いやすいものとなるように、地域福祉に対する住民全体の意識啓発・向上、個人や諸団体間のネットワーク化、ともに支え合う地域コミュニティづくりなど、より広範な地域福祉の推進のための環境づくりに取り組んでいきます。

特に、村民の地域福祉活動参加へのきっかけの一つとなる情報については、村民の多様な関心(結婚、出産、子どもの進学・卒業、就職、介護、老後など)やライフサイクルの中で必要に応じた提供に努めます。また、村民からの相談は地域の生活課題を解決するための重要な起点となることから、行政の横の連携を緊密にし、気軽に相談できる体制を構築し、何でも相談できる安心感と、問題の解決につながるという信頼感を提供できるように取り組んでいきます。

(2) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は「社会福祉法」により、地域福祉の推進を目的とする団体として位置づけられている民間団体です。

地域福祉の推進にあたっては、地域福祉に関わる多様な地域資源をつなぐ(ネットワーク化)調整役として、地域の様々なヒトやモノ、コトを結びつけていくことが期待されています。

村の行政計画である「地域福祉計画」は村の地域福祉の推進における今後の基本方向や取組の指針について整理したものであり、社会福祉協議会の取りまとめる民間計画である「地域福祉活動計画」は行政計画である「地域福祉計画」に掲げられた基本方向の実現に向けて村民一人ひとりや地域で活動する諸団体が具体的にどのような活動を行うことができるのかについて取りまとめるものとなります。

したがって、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は村における地域福祉の推進における2つの大きな柱と位置づけられ、ともに連携・協働を図りながら計画の推進を図っていくものです。



4 計画の推進体制

(1) 計画の周知

地域福祉の推進のためには、一人ひとりが地域のことに関心を持ち、できることから地域の中で主体的に活動することが重要となります。

そして、一人ひとりの活動や地域の取組を支援し、個人や地域では対応できない課題に行政が対応するために本計画を推進します。

そのため、本計画について、より多くの村民に知ってもらい、地域福祉推進の趣旨を踏まえて、個人や地域の取組が活発に行われるように計画の周知に努めます。

様々な媒体を活用した、わかりやすい情報の提供と計画の周知

(2) 計画の推進体制

地域の生活課題は日々変化し、必要とされる取組も変わっていきます。

地域福祉を推進するためには、計画の進捗について検証し、新たな生活課題の把握に努め、柔軟に計画を見直すことが重要です。

● 社会福祉協議会との連携強化

地域福祉は社会福祉協議会と一体的に推進することから、定期的に社会福祉協議会との協議を行い、地域の生活課題や取組の状況などについて情報共有を図り、緊密な連携のもと、計画を推進していきます。

社会福祉協議会との緊密な連携体制の構築

● 行政内部における進捗評価会議の開催

本計画において行政に求められる取組は福祉分野に限られるものではなく、様々な分野において適切な取組を実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって推進する計画として位置づけ、計画の進行管理については、関係各課との幅広い連携を図り、必要に応じて計画の進捗評価のための庁内会議を開催します。

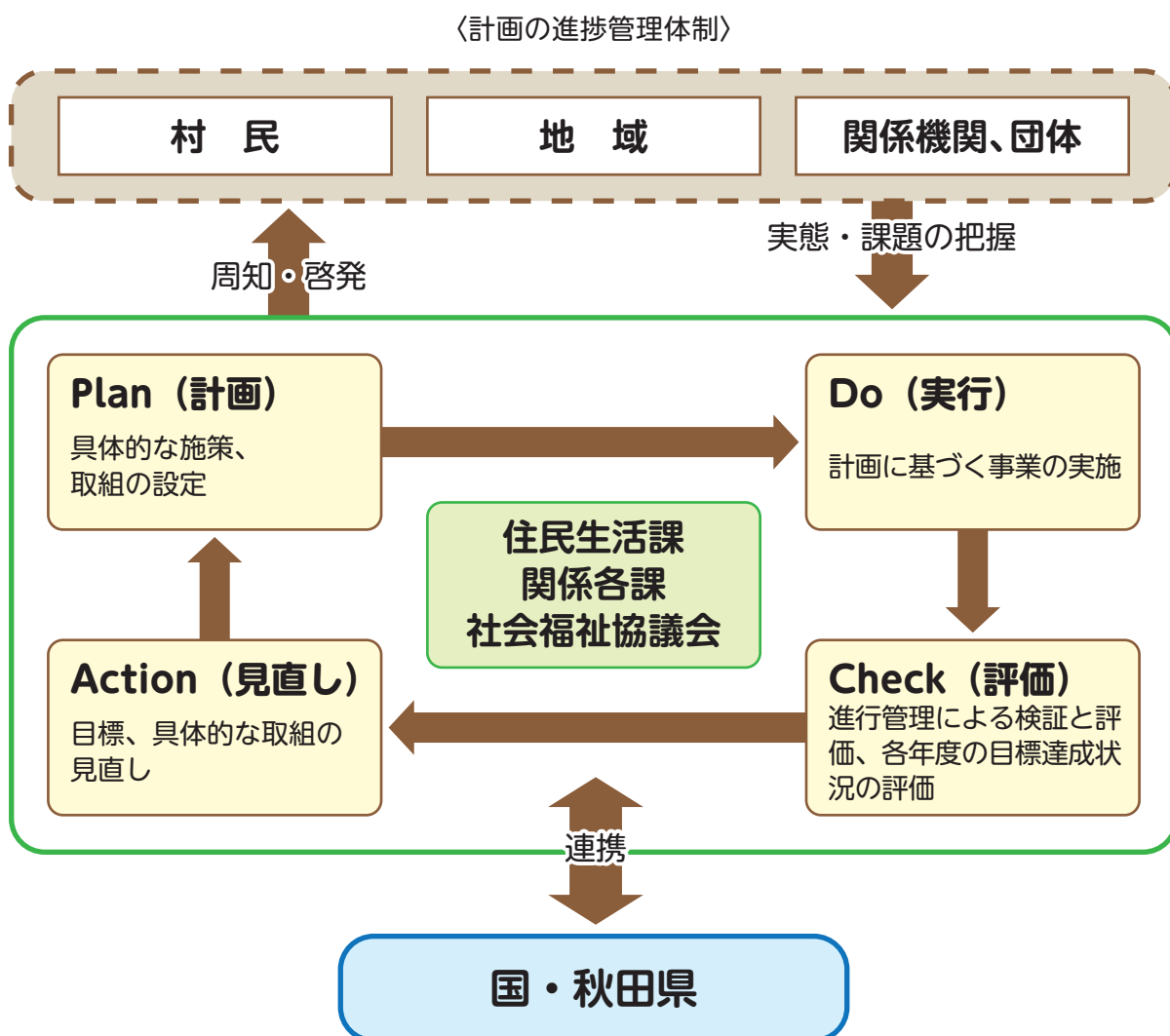
庁内横断的な計画の進捗評価会議を開催

● 計画の進捗及び評価

地域福祉の推進のための施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくりなど多岐にわたっており、幅広い村民の参画を得ながら、村民目線で計画の進捗を評価し、村民が日々直面する生活課題に対応できるように必要に応じて取組の見直し・修正を円滑に行うことができる体制の整備が求められます。

そこで、地域関係者、関係各課、社会福祉協議会の相互の連携による評価・点検を行うことを視野に、効果的な計画の推進を図ります。

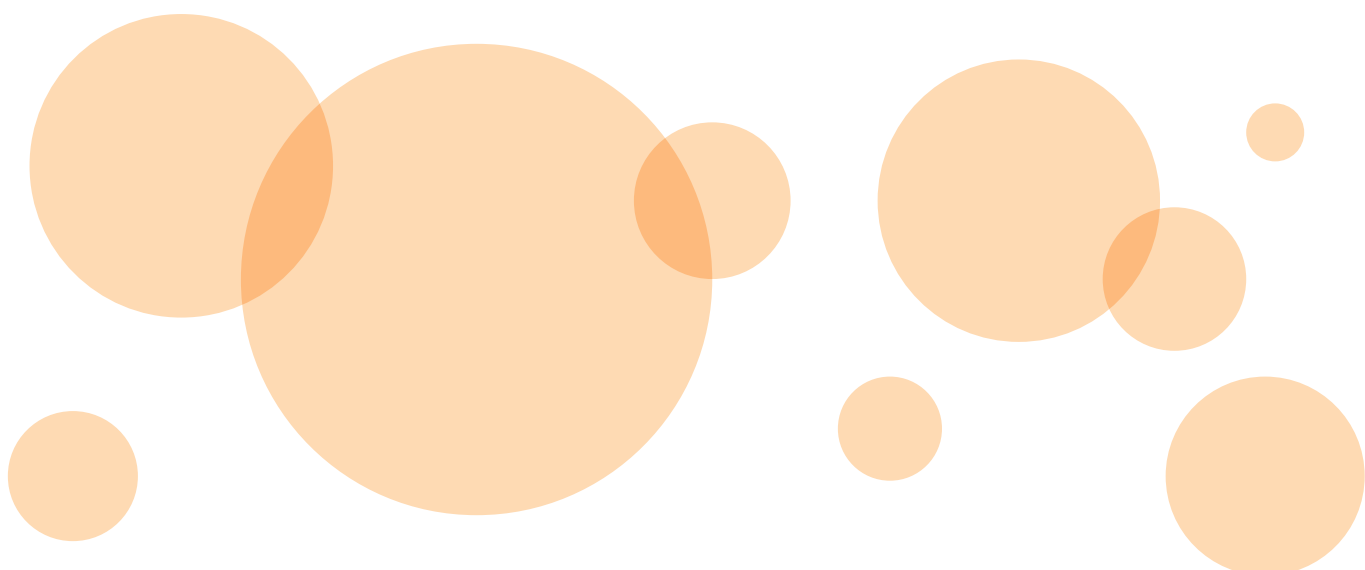
地域福祉推進のための総合的な検証を実施



計画に記載している事業の進捗について、定期的に事業ごとの実施状況や課題、成果などを確認し、計画通りに進行していない場合や、問題等が生じた場合には、取組内容の見直しや新規事業の必要性などを検討し、計画内容の見直しを行っていきます。

第2章

本村の課題



1 地域福祉の推進に関わる本村の課題

(1) 基本的な課題

1) 一般的な課題

人口減少、地域コミュニティの変化

- ⇒世帯構成の変化や住民間でのコミュニケーションの希薄化
- ⇒自治会や各種団体における活動の停滞、参加者の減少

ライフスタイルの多様化

- ⇒異なる価値観、多様なライフスタイルへの対応
- ⇒生活課題の複雑化

出生率の低下、少子化

- ⇒地域活動の担い手の減少

高齢化の進行

- ⇒在宅生活の継続、高齢者の生きがいづくりや地域での活躍の重要性の増大

働き方改革への対応

- ⇒女性や高齢者が活躍できる環境の整備

2) 分野ごとの課題

子育て・教育

- 「子どもを産み」「育てられる」環境を地域全体で整えていくこと
- 教育を通じて個人の可能性を開花させ、一人ひとりが夢や目標を持って積極的に行動し、主体的に社会に参画していくための力を育成すること
- 地域の幅広い学びや体験活動を通じて、人や地域を愛し思いやりのある、自立した人材を地域で育成していくこと

保健・医療・福祉

- 予防医療・介護予防の充実を図り「健康寿命」を伸ばすこと
- 村民全体の健康づくりへの意識をさらに高めること
- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく過ごせるよう、医療・保健・介護・福祉などが連携して支援していくこと
- 障がい者(児)に対する各種施策による支援の充実や、村民の障がい者(児)への理解の促進
- 多様な福祉ニーズに応え総合的な課題に対応するための「地域包括ケアシステムの構築」と村民一人ひとりが支え合う「地域共生社会の確立」

地域コミュニティ

- 村民・地域・行政が一緒になって考え、村づくりを行っていくこと
- 地域の絆や関係性、交流の場を世代間で確認しながら、これからも楽しく暮らしていけるような新たな交流の場と仕組みを創り出していくこと

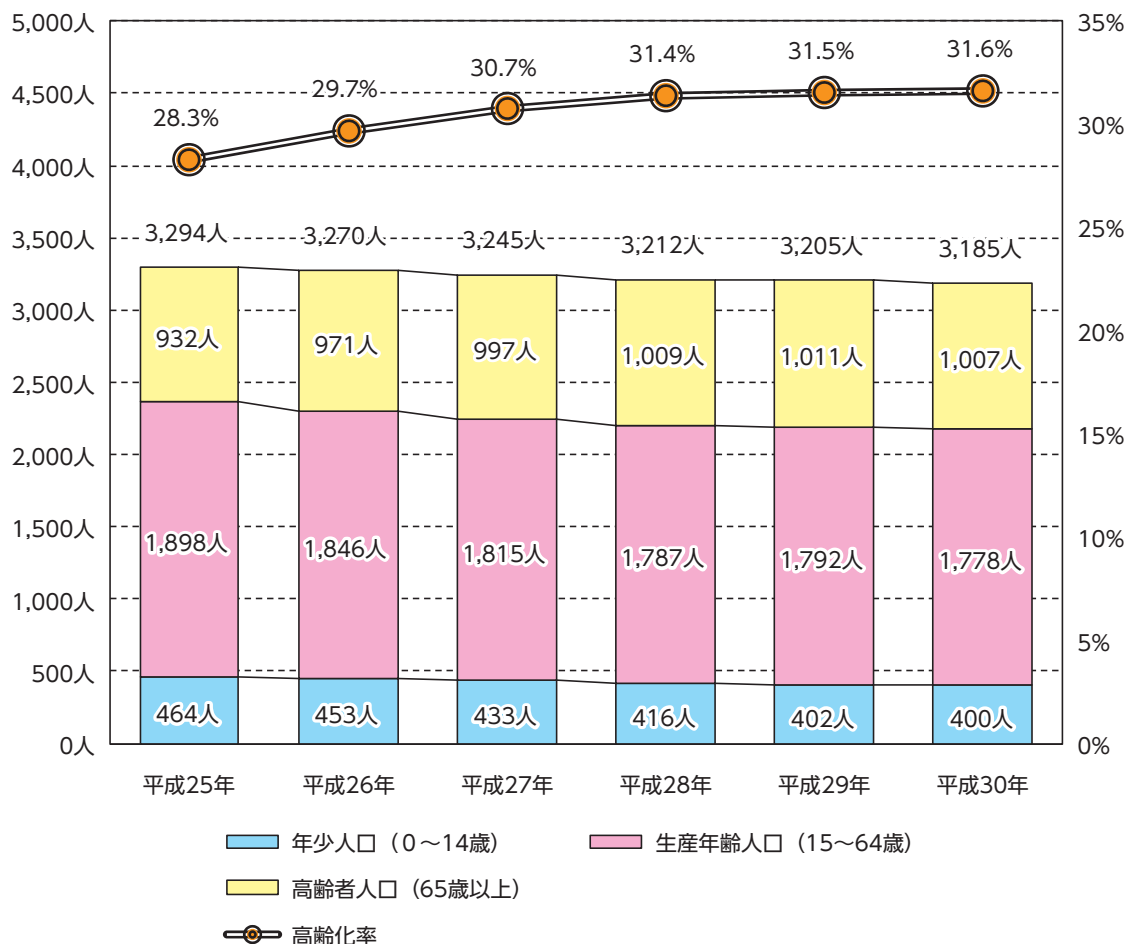
防災・安全・安心について

- 隣近所・自治会・地域の関係性を密にし、安心して暮らせる生活環境をつくりあげていくこと
- 公共インフラの計画的な補修・更新

(2) 現状からみた課題

1) 人口の状況

① 総人口の推移



住民基本台帳 (各年10月1日現在)

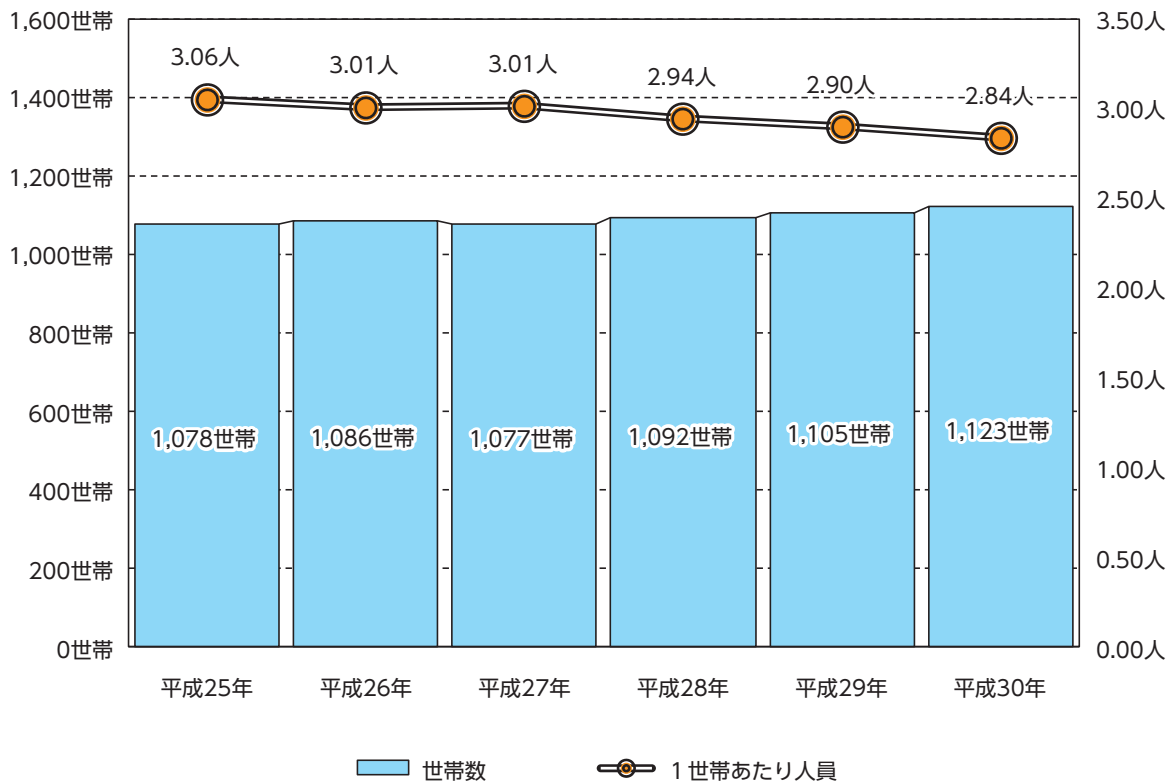
人口は、平成25年以降緩やかな減少傾向にあり、平成25年から平成30年の6年間で約100人減少しています。

年齢別にみると、平成25年から平成30年で、年少人口は64人の減少、生産年齢人口は120人の減少となっていますが、高齢者人口は75人の増加となっています。

総人口は減少傾向にあるものの、高齢者人口は増加しているため、高齢化率は上昇傾向にあり、平成27年には30.7%と3割を超え、平成30年には31.6%となっています。

②世帯数等の推移

世帯数及び1世帯あたり人員の推移



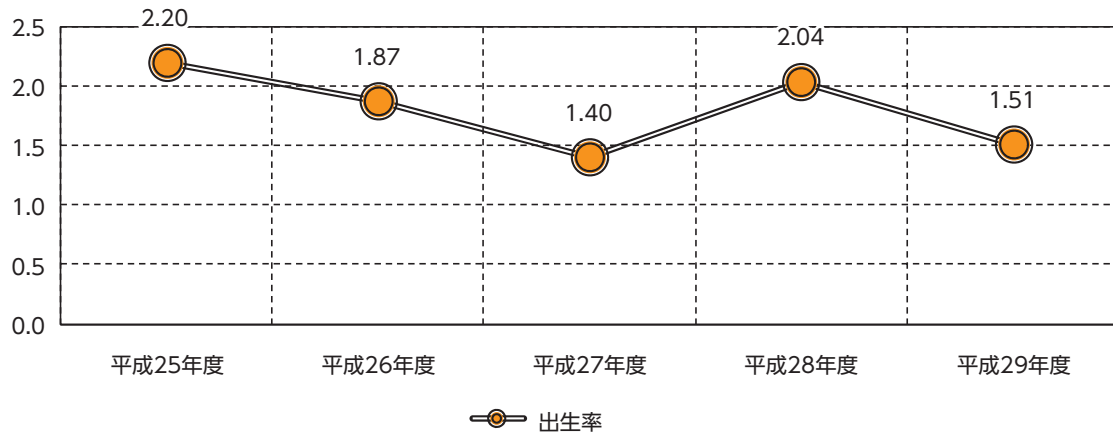
住民基本台帳（各年10月1日現在）

世帯数は、平成30年10月1日現在で1,123世帯となっており、平成25年以降緩やかな増加傾向がみられます。

1世帯あたり人員は減少傾向にあり、平成25年の3.06人から平成30年には2.84人と、核家族化の進展がうかがえます。

2) 出生等の状況

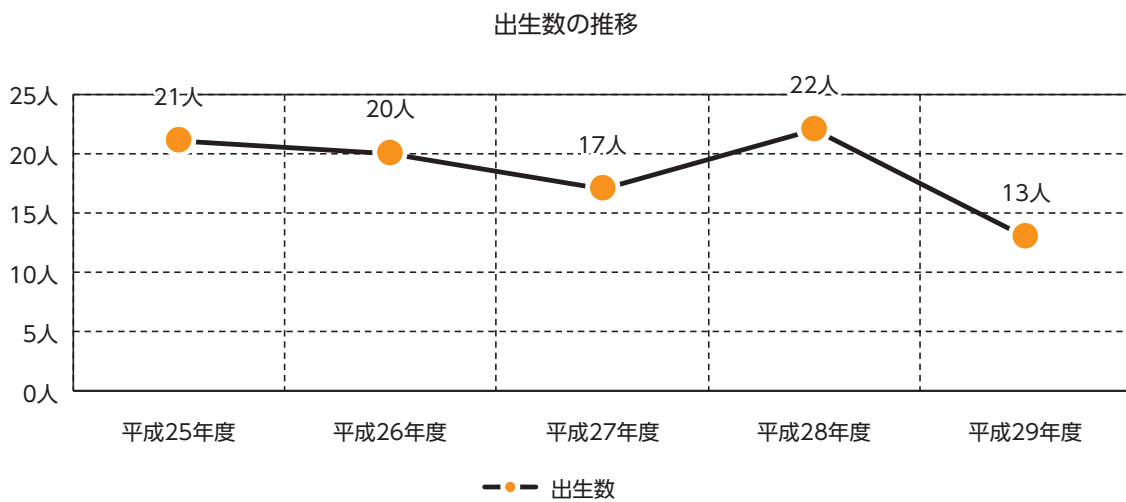
① 出生率の推移



大漏村統計データ (各年度末現在)

出生率は、平成28年度にやや上昇しましたが、平成25年度から平成29年度にかけて減少傾向にあり、平成29年度には1.51となっています。

② 出生数の推移

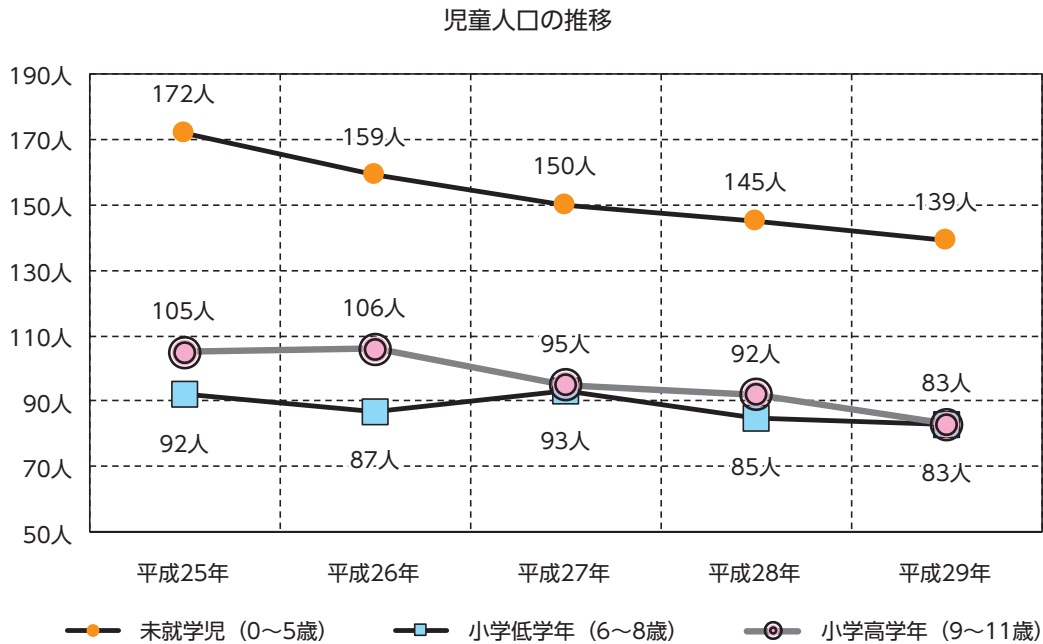


大漏村統計データ (各年度総数)

平成25年度からの出生数の推移をみると、平成28年度にやや増加しましたが、平成25年度から平成29年度にかけておおむね減少傾向にあり、平成29年度には13人となっています。

3) 子どもを取り巻く状況

①児童人口の推移



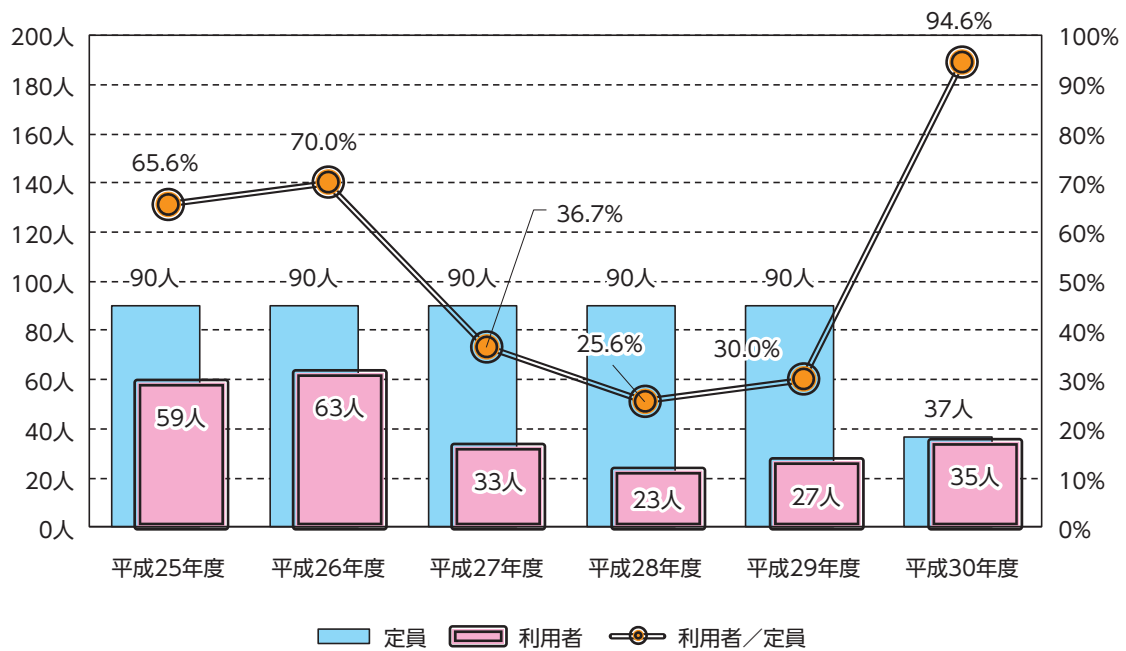
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
0歳	27人	20人	19人	17人	19人
1歳	27人	28人	21人	18人	19人
2歳	30人	28人	29人	22人	20人
3歳	24人	30人	28人	29人	22人
4歳	30人	23人	30人	28人	31人
5歳	34人	30人	23人	31人	28人
6歳	32人	35人	29人	22人	31人
7歳	21人	31人	34人	30人	22人
8歳	39人	21人	30人	33人	30人
9歳	34人	39人	21人	31人	33人
10歳	33人	34人	40人	21人	31人
11歳	38人	33人	34人	40人	19人

住民基本台帳（各年4月1日現在、外国人登録者数を含めた統計）

0～11歳までの児童人口の推移をみると、各年代ともやや減少傾向にあり、「未就学児(0～5歳)」は平成25年の172人から、平成29年には139人と、33人の減少となっています。

②保育の状況

保育園（こども園）の園児数の推移



大漈村教育委員会（各年度4月1日現在）
 ※平成30年度は、こども園の3歳未満児に係る数値

保育園（こども園）の概況

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
箇所数	1園	1園	1園	1園	1園	1園
定員	90人	90人	90人	90人	90人	37人
利用者	59人	63人	33人	23人	27人	35人
利用者/定員	65.6%	70.0%	36.7%	25.6%	30.0%	94.6%
保育士	15人	19人	14人	12人	14人	12人
職員	7人	6人	4人	4人	4人	5人

大漈村教育委員会（各年度4月1日現在）
 ※平成30年度は、こども園の3歳未満児に係る数値

待機児童数の推移

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
児童数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

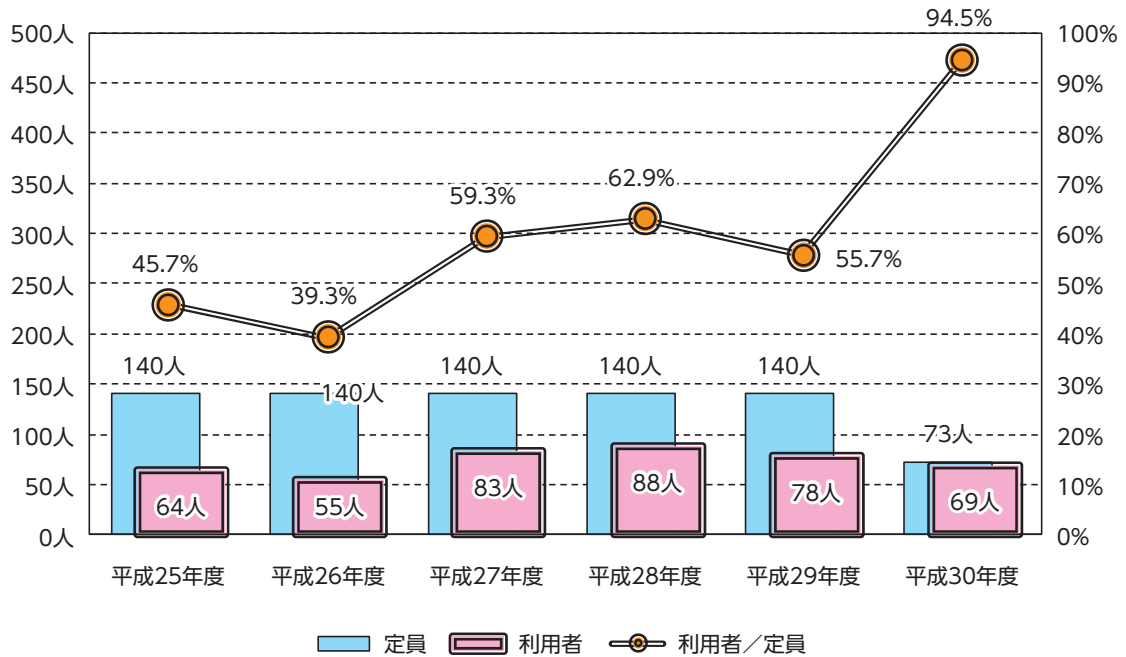
大漈村教育委員会

保育園の定員に占める利用者数の割合は平成27年度以降大きく減少しています。平成30年度はこども園(1園)の3歳児未満の利用は9割を超えています。

待機児童数の推移をみると、平成25年度以降、0人となっています。

③ 幼稚園の状況

幼稚園（こども園）の園児数の推移



学校基本調査
※平成30年度は、こども園の3歳児以上に係る数値

幼稚園（こども園）の概況

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
箇所数	1園	1園	1園	1園	1園	1園
定員	140人	140人	140人	140人	140人	73人
利用者	64人	55人	83人	88人	78人	69人
利用者/定員	45.7%	39.3%	59.3%	62.9%	55.7%	94.5%
教員	6人	4人	7人	7人	6人	6人
職員	3人	4人	5人	5人	5人	5人

学校基本調査
※平成30年度は、こども園の3歳児以上に係る数値

幼稚園預かり保育利用人数の推移

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
延べ人数	6,181人	5,301人	6,566人	6,450人	7,490人	1,401人

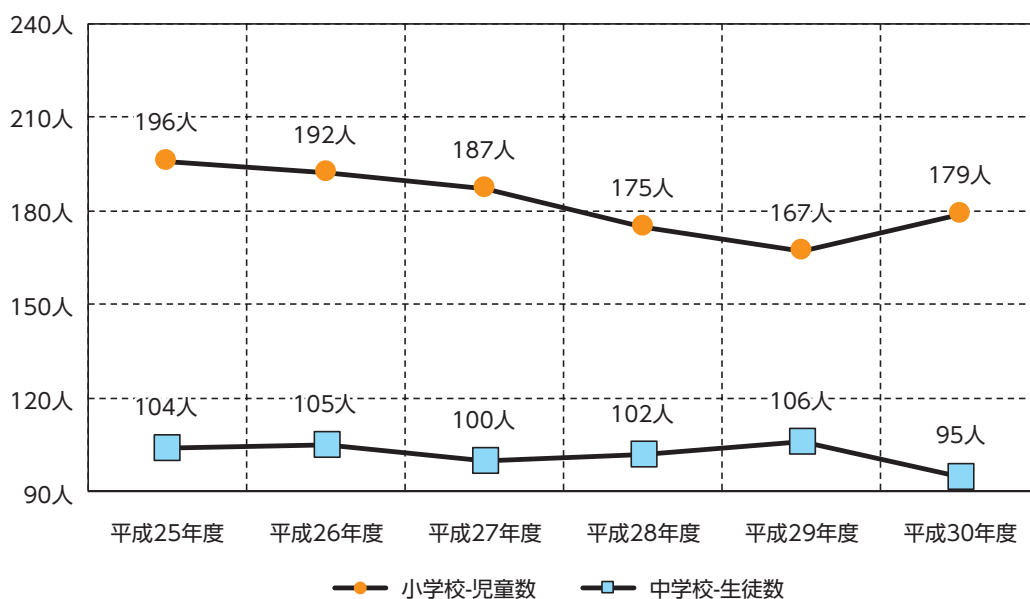
大瀧村教育委員会
※平成30年度は10月末現在

幼稚園の定員に占める利用者数の割合をみると平成26年度以降上昇傾向にあり、平成30年度はこども園(1園)の3歳児以上の利用は9割を超えています。

幼稚園預かり保育利用人数は増加傾向にあり、平成29年度には7,000人を超えています。

④ 小学校・中学校の概況

小学校・中学校の児童・生徒数の推移



学校基本調査

小学校・中学校の概況

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
小学校	箇所数	1校	1校	1校	1校	1校	1校
	児童数	196人	192人	187人	175人	167人	179人
	教員数	17人	17人	17人	17人	17人	18人
	職員数	13人	11人	8人	8人	8人	8人
中学校	箇所数	1校	1校	1校	1校	1校	1校
	生徒数	104人	105人	100人	102人	106人	95人
	教員数	13人	15人	14人	15人	15人	17人
	職員数	4人	4人	3人	3人	3人	4人

学校基本調査

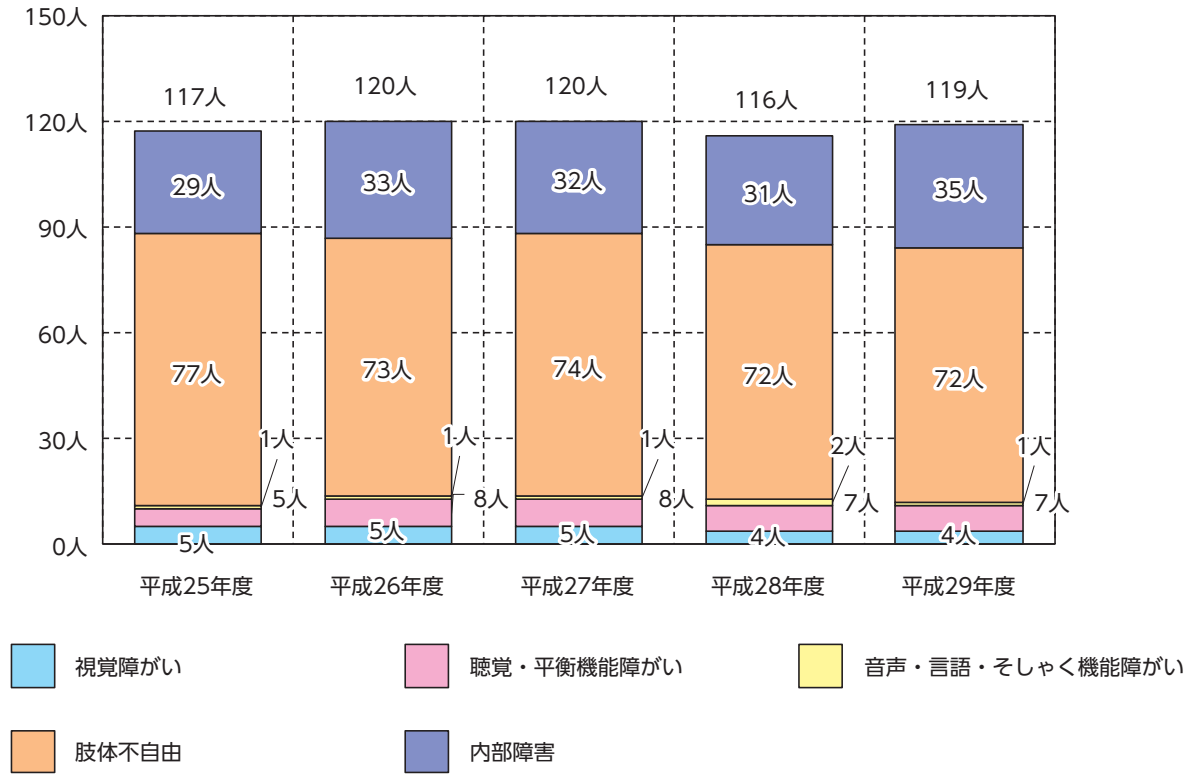
小学校、中学校ともに学校数、職員数に大きな変化はなく、児童・生徒の受け入れ態勢はほぼ一定のまま推移しています。

小学校の児童数は減少傾向にありますが、平成30年度には179人とやや増加しています。中学校の生徒数は100人前後で推移しています。

4) 障がい者福祉の状況

① 身体障がい者の状況

種別別身体障害者手帳所持者数の推移



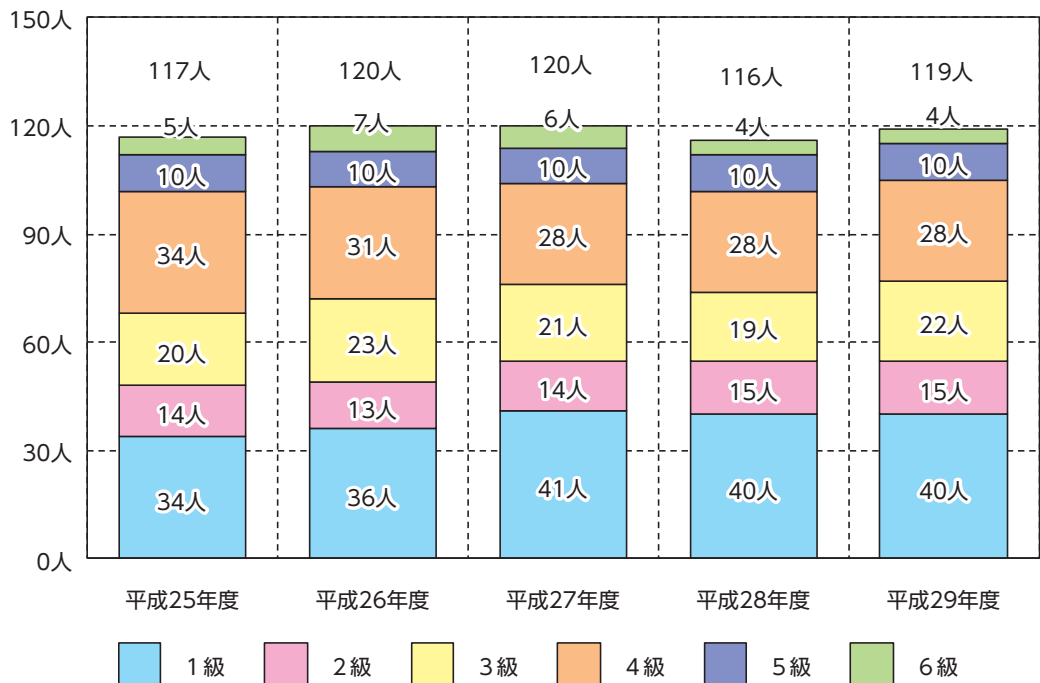
住民生活課（各年度末実績）

身体障害者手帳所持者数は、平成25年度以降120人前後で推移しています。

手帳の等級別にみると、「1級」が最も多く、平成29年度には40人となっています。

1・2級及び3・4級は50人前後、5・6級は15人前後で推移しており、1～4級が身体障害者手帳所持者の大半を占めています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移

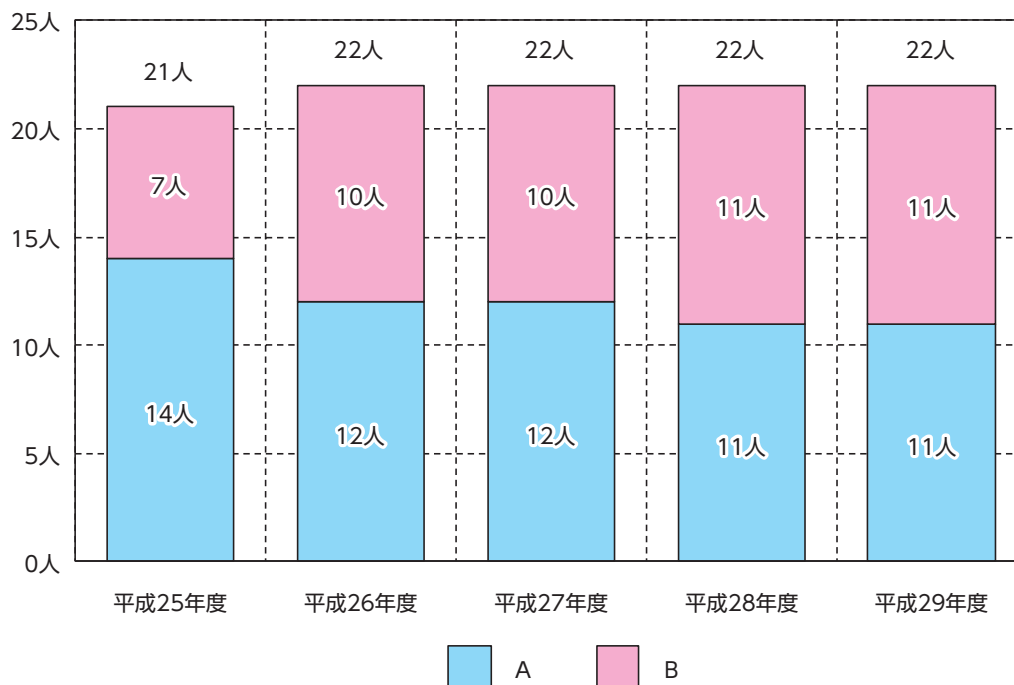


住民生活課（各年度末実績）

種類別にみると、「肢体不自由」が各年70人以上と最も多く、ついで「内部障がい」が30人前後で多くを占めています。

②知的障がい者の状況

等級別療育手帳所持者数の推移



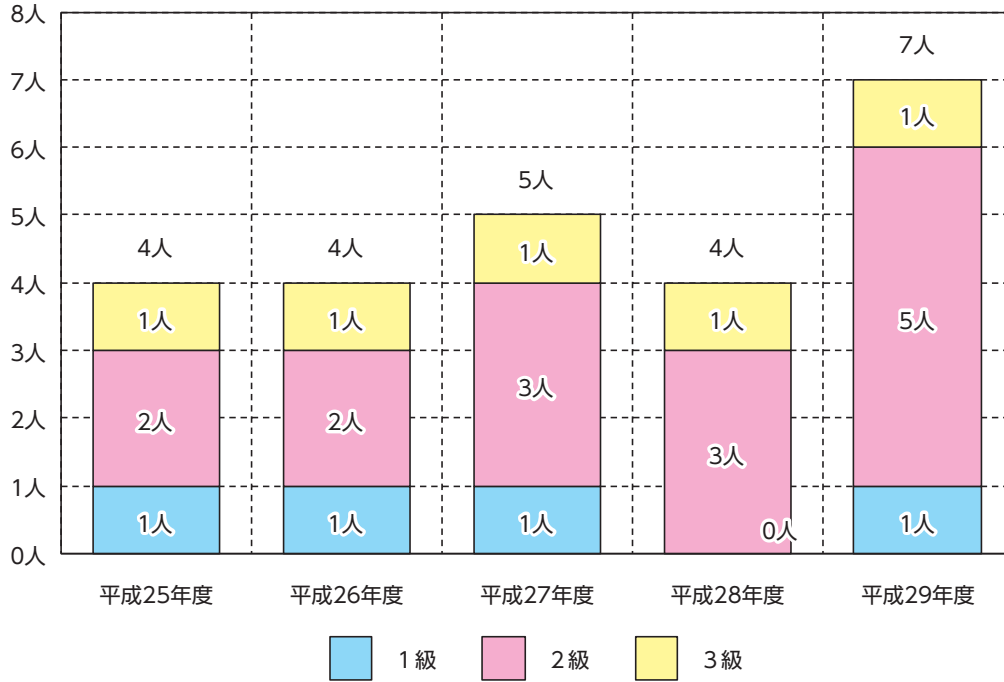
住民生活課（各年度末実績）

療育手帳所持者数は、平成25年度以降21～22人とほぼ一定で推移しています。

等級別にみると、「A(最重度と重度)」はやや減少し、「B(中度と軽度)」はやや増加したため、平成28、29年度にはそれぞれ11人で同数となっています。

③精神障がい者の状況

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



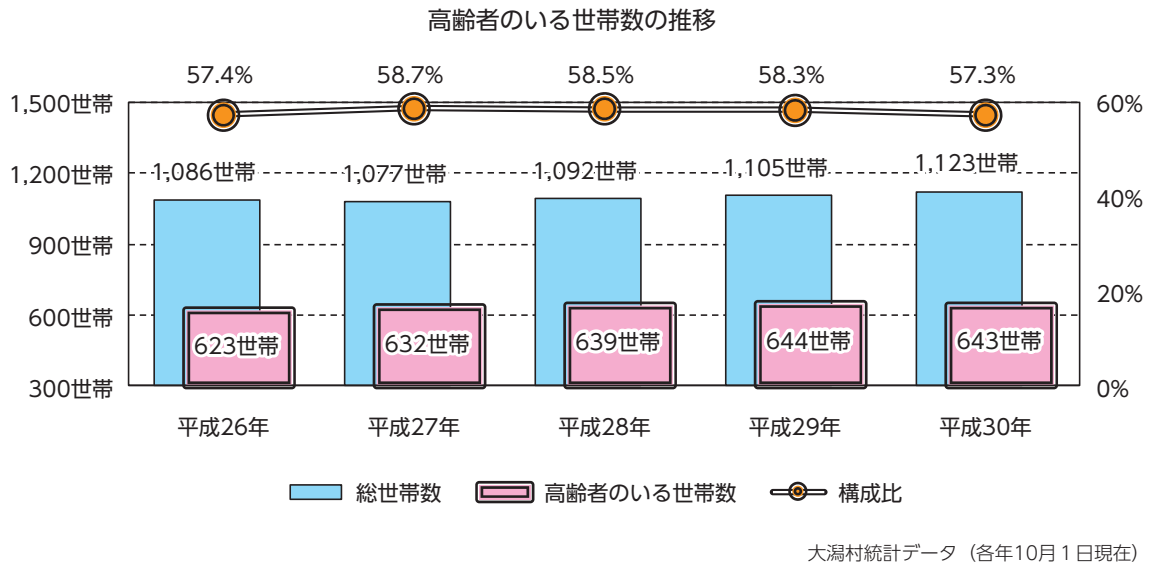
住民生活課（各年度末実績）

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成28年度まで4～5人で推移していましたが、平成29年度には7人と増加しています。

等級別では、「2級」が増加しています。

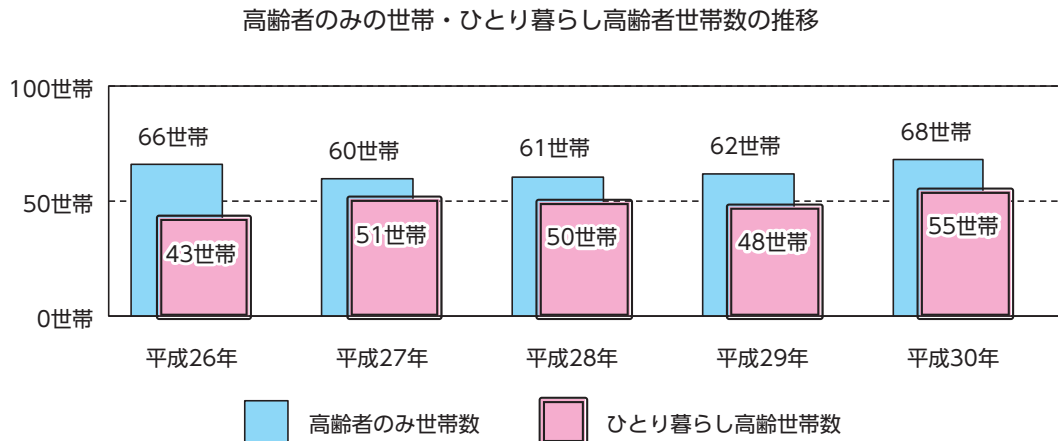
5) 高齢者福祉の状況

① 高齢者のいる世帯の状況



高齢者のいる世帯はやや増加傾向にあり、平成30年には643世帯となっています。

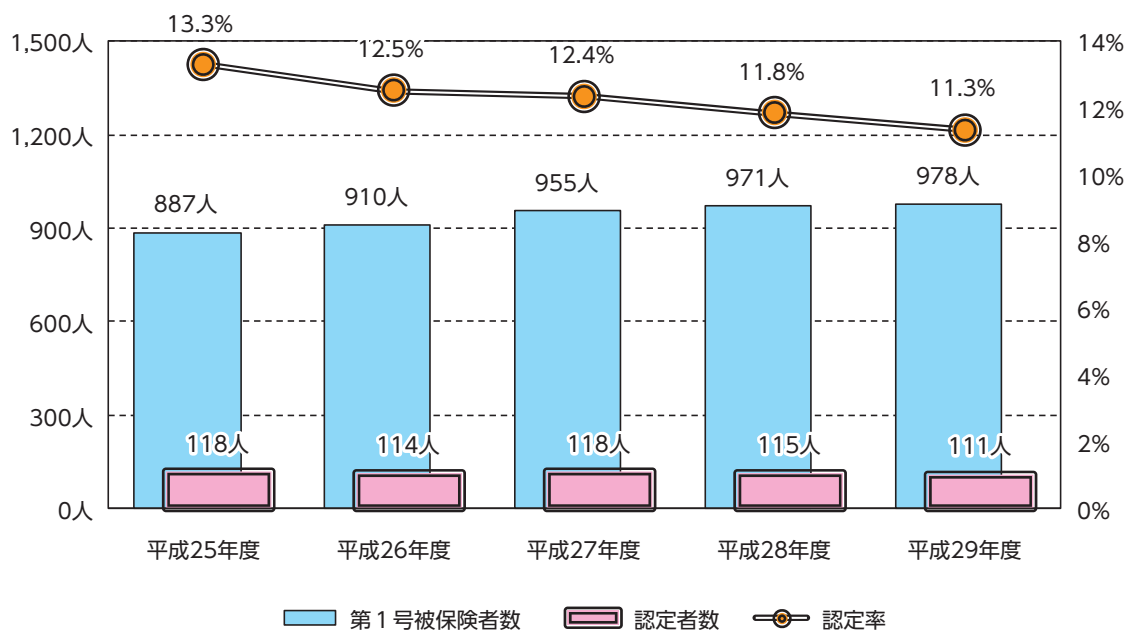
総世帯数もやや増加しており、総世帯数に占める高齢のいる世帯の割合は57～58%と各年6割近くを占めています。



高齢者のみの世帯数は平成27年以降やや増加しており、平成30年には68世帯となっています。ひとり暮らし高齢者世帯数は平成27年以降やや減少傾向にありましたが、平成30年には55世帯と増加に転じています。

②要支援・要介護認定者の状況

第1号被保険者数と認定者数及び認定率の推移



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
要支援1	11人	14人	8人	12人	10人
要支援2	15人	15人	8人	10人	11人
要介護1	21人	21人	28人	15人	21人
要介護2	19人	10人	16人	23人	17人
要介護3	17人	22人	24人	17人	20人
要介護4	20人	20人	19人	21人	19人
要介護5	15人	12人	15人	17人	13人
合計認定者数	118人	114人	118人	115人	111人

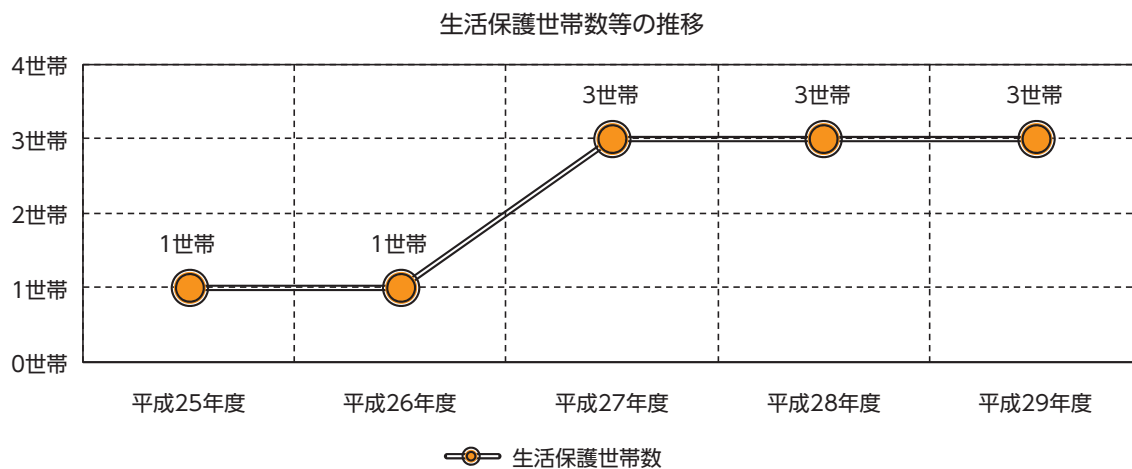
介護事業状況報告（各年度末現在）

第1号被保険者数は年々増加しており、平成29年度には978人となっています。一方、認定者数は平成27年度以降減少傾向にあり、認定率は平成25年度(13.3%)から平成29年度(11.3%)にかけて2ポイント低下しています。

要介護度別認定者数をみると、平成27年度に「要介護1」がやや増加したものの、各年度、要介護度別の人数に大きな差違はみられません。

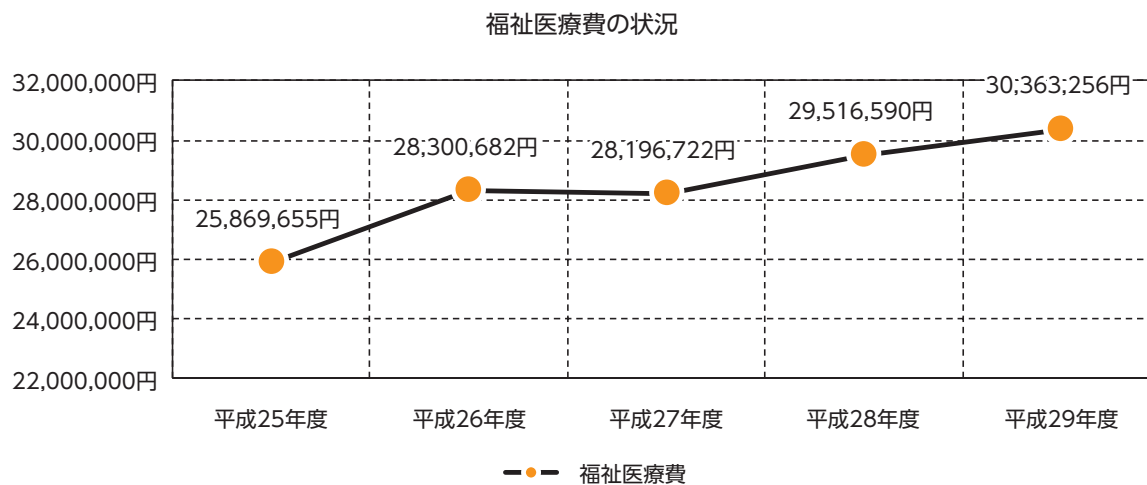
6) その他の状況

①生活保護の状況



生活保護世帯数は、平成27年度以降増減はみられません。

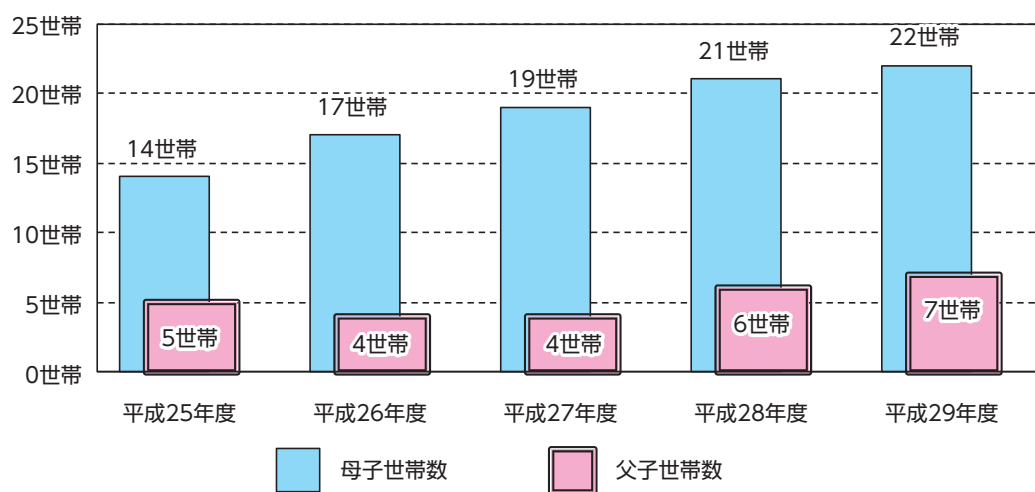
②福祉医療の状況



福祉の増進を図るため、子どもや障がい者、ひとり親家庭等に対し、保険診療の一部負担金に相当する額について給付を行う福祉医療費の状況をみると、年々増加傾向にあり、平成29年度には30,363,256円と、3千万円を超えています。

③母子・父子世帯の状況

母子・父子世帯数の推移



大漈村統計データ（各年度末現在）

母子・父子世帯数の推移をみると、母子世帯数は増加傾向にあり、平成29年度には22世帯となっています。

母子世帯に比べると父子世帯数は少ないものの、平成27年度以降はやや増加しており、平成29年度には7世帯となっています。

(3) アンケート調査の分析

- 関心が高い福祉分野は、「高齢者の福祉に関すること」、「介護に関すること」、「医療・保険に関すること」
- 関心が低いのは、「保育、子育て支援など子どもの福祉に関すること」、「障がい者の福祉に関すること」、「地域の助け合いやボランティア活動」
- 最適な福祉サービスを利用するために求められていることは、「福祉サービスに関する情報提供」と「的確な相談が受けられる体制」
- 高齢者の自立した生活のために必要なことは、「生きがいづくり(ボランティア、文化・スポーツ、農業などの活動促進等)」や「在宅福祉サービスの充実(ホームヘルパーの派遣やデイサービスの拡充など)」
- 子育て支援のために必要なことは、「延長保育や低年齢児保育等、保育サービスの充実」、「出産や子育てに対する経済的な負担の軽減」「子育てに関する不安や悩みの相談ができる窓口」
- 障がい者支援のために必要なことは、「障がいに関する理解を深めるための広報や情報提供」、「職業訓練、就労斡旋や農業生産活動を含めた雇用・就労の支援」、「医療費の助成など経済的な支援」
- ボランティア活動促進のために必要なことは、「ボランティア活動についての情報提供」
- 自助、共助、公助において重要なことは、自助では「地域のことに興味を持つ」こと、共助においては「地域の人々の課題を共有する」こと、公助においては「地域住民のニーズの把握」と「公的な福祉サービスの充実」
- 本村の地域福祉の取組については、6割近くが『満足』と評価
- 満足度が高い施策は、「心身の健康づくりの推進」や「高齢者の社会的参加の促進」、「安全・安心な地域づくり」、「情報提供の充実」、「子育てしやすい環境づくり」、「地域における交流の促進、コミュニティづくり」など
- 今後の重要度が高い施策は、「心身の健康づくりの推進」などほぼすべての施策
- 重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い施策は、「障がいをお持ちの方への支援」、「バリアフリーなど人にやさしい村づくり」

(4) 座談会での意見

地域福祉全般について

- 村や社会福祉協議会を含め、地域全体で生活課題の解決に取り組むことが大切など

ボランティアについて

- ボランティアの後継者育成・確保が必要など

子どもの福祉について

- 子どもたちの遊び場の確保が必要
 - 貧困家庭に対する学習支援の充実
- など

バリアフリーについて

- 車いすやベビーカーでも移動しやすい歩道の整備が必要
 - 役場等の公共施設のバリアフリー化が必要
- など

高齢者の福祉について

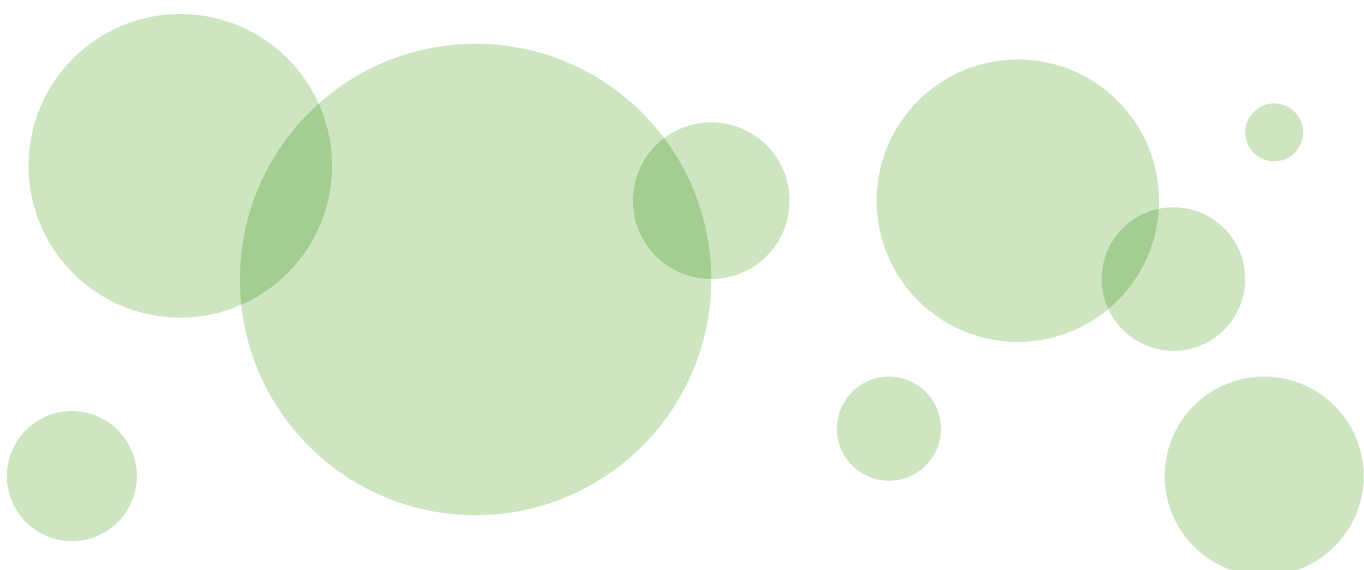
- 高齢者の健康づくりや生きがいづくりが大切
 - 介護予防の充実
 - ひとり暮らし高齢者に対する見守りの充実
- など

健康づくりについて

- トレーニング施設の充実
 - 心のケアの充実
- など

第3章

計画の方向性



1 計画の基本的な方向

(1) 基本理念

「第2期大湊村総合村づくり計画」においては、世代間の絆を深め、相互に助け合いながら、村民一人ひとりが生きがいを持って、安心して暮らしていける村づくりの将来像として、

**住み継がれる元気な大湊村
－ 未来の子どもたちのために －**

を掲げています。

この将来像の実現に向けて、保健・医療・福祉分野においては、

一人ひとりが生きがいを持ち、共に支え合いながら元気で健康に過ごす村

また、地域コミュニティの分野においては、

地域の絆を大切にし、世代間交流が活発で楽しく暮らす村

という基本目標を設定して、各分野に相当する個別計画に基づいて施策の展開を図っています。

特に本計画と密接に関わる“地域福祉の充実と地域包括ケアシステムの構築”においては、以下のような方針にしたがって施策の展開を図っております。

<地域福祉の充実と地域包括ケアシステムの構築>

村民が互いに支え合い、繋がりを持った地域共生社会の実現を目指し、村の特色である農業を活かした福祉活動の推進と福祉環境の整備を図ります。

また、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送れるように、包括的な支援に向けた体制づくりや人材の育成、福祉教育の充実に取り組みます。

1. 地域包括ケアシステムの推進
2. 多機関協働の推進
3. 地域福祉活動体制の整備と充実
4. 農福連携の推進
5. 人材育成と福祉教育の充実
6. 福祉医療の拡充

国では「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備の一環として、地域福祉計画を福祉の各分野における共通事項を定めた上位計画として位置づけることとしており、本村の最上位計画である「第2期大湊村総合村づくり計画」で進めている方向性と整合性を図りながら、福祉の各分野の共通事項について取りまとめた計画として取り組んでいきます。

● 一人ひとりが地域の問題に気づき、「我が事」として行動する

地域福祉の推進にあたっては、村民一人ひとりが地域に目を向け、地域の問題を「他人ごと」ではなく「我が事」としてとらえ、それぞれができることを行うことで互いに支え合うことができる環境を整えることが重要となります。

● 地域の問題の解決に向けて行動できる人を育てる

地域の問題に気づき、「我が事」としてとらえ行動する村民を増やしていくためには、正しい知識や理解のための情報提供・啓発活動のさらなる充実が求められます。また地域で活躍するために必要な知識や技術を身につけるための各種福祉教育の推進、地域福祉を支える人材の育成や確保を図ることも必要となります。

● 個々の取組をつなげ、地域全体で展開する

さらに、個々の活動をつなげ、地域全体で支え合うためのネットワークを構築し、自助、共助のもとに地域福祉が推進される仕組みを整えることが求められます。

● 地域で支え合いながら、一人ひとりが生きがいを持って元気に過ごすことができるまちづくりを推進

本村の取組としては、こうした地域全体のつながりを支えるとともに、個人や地域では対応できない課題に対して、きめ細やかな福祉サービスを提供することが求められます。

本計画では、「第2期大湊村総合村づくり計画」を踏まえ、村民が相互に助け合い、元気に暮らしていくむらづくりを推進していくため、村民一人ひとりが地域の主役となって活躍し、互いに支え合いながら地域づくりを推進するための行動指針として、基本理念を以下のように設定します。

**一人ひとりが主役となり、
お互い様の気持ちで支え合う、
みんなが元気に楽しく暮らす村**

(2) 計画推進の視点

地域福祉の推進を図るためには、村民一人ひとりが5年後、10年後の自身や地域の姿を想像し、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすために必要なことについて考え、できることから積極的に取り組む意識を持つことが重要となります。

そのために、村民一人ひとりの地域福祉に対する関心を高め、地域の人々との交流や各種の事業などを通じ、必要な知識などを身につけ、地域のつながりの中で各自が自分の能力を発揮して互いに支え合う地域づくりの必要性が高くなっています。

行政に対しては、個人や地域だけでは解決できない課題に対する支援や、地域福祉のための諸活動が行いやすい環境整備などの取組強化が求められています。

特に、地域の多様な交流から生まれる人のつながりの強化などが地域福祉推進のための諸活動において重要であり、啓発活動や交流事業の充実などによる環境づくりが必要となっています。

そこで、互いに支え合う地域づくりが効果的に推進されるように、以下の4つの視点に留意して個々の取組を進めていきます。

視点1：気づく
視点2：育てる
視点3：つなげる
視点4：支え合う

情報提供や啓発活動により、地域や福祉に対する関心を高め、地域への関心を持った人や地域で活動する諸団体に適切な学習の機会を提供することで、地域福祉の担い手を育て、地域福祉の推進に向けて主体的に行動する個人や団体をつなぐネットワークを構築し、村民、地域、行政が相互に支え合い、村全体の地域福祉の推進を図ることを目指します。

2 基本施策

基本施策1 ともに支え合う地域づくりの推進

地域福祉の推進を図るためには一人ひとりに地域のことをより知ってもらい、地域の中の課題に気づき、地域の中でできることに積極的に取り組んでいってもらうことが大切になります。

一人ひとりが主役となり、地域の中で活躍してもらうために、地域福祉に関する幅広い情報提供や啓発活動に取り組むとともに、具体的な地域活動への参画に向けたきっかけづくり、各種の福祉教育の実施、活動の担い手となる人材の育成などを行い、地域福祉の推進に向けて自ら考え行動できる人を育てる取組の充実を図ります。

また、個々の取組がより効果的に進められるように地域福祉に関わる個人や団体のネットワークを構築し、ともに支え合う仕組みづくりを強化していきます。

基本施策2 きめ細かな福祉施策の推進

村民一人ひとりが抱えている課題は様々であり、多様な課題に対して、きめ細かな取組を展開していくことが求められます。

子どもや子育て家庭に関しては、核家族化や就労形態の多様化、子育てに係る経済的負担の増大など、家庭だけで子育てしていくことが大変になってきています。

そこで、安心して妊娠、出産、子育てを行えるように妊娠・出産期の支援から保育環境、教育環境の整備まで一連の施策を講じ、総合的な支援を展開していきます。

高齢者については、地域の中で安心して生活できるように、保健・医療・介護・福祉が連携し必要なサービスが受けられる環境を整えると同時に、地域の中で互いにできることを行い、支え合いながら、高齢者とともにすべての村民がいきいきと暮らしていくことができるように環境づくりを推進します。

また、高齢者個人の状況や能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、介護予防から在宅介護サービスや施設介護サービスまで、高齢者の状況に応じて切れ目のない支援ができる体制を整備していくことも必要であり、引き続き、総合的な高齢者福祉施策を推進します。

障がいのある方に対しては、一人ひとりの主体性・自主性を尊重し、地域の中で自立しながら安心して暮らすことができるように、各種サービス等の情報提供や相談支援体制の充実を図ります。

基本施策3 健康づくりの推進

若い世代も高齢者も、すべての人にとって健康はかけがいのないものです。

高齢期には加齢にともない身体能力が低下していくため、若い頃から自身の健康を気づかい、無理せず健康づくりに取り組む生活習慣を確立することが大切となります。

また趣味や生きがいを持ち、充実した生活を送ることは心身に張りをもたらし、健康を維持することにもつながると思われます。

一人ひとりが健康を保ち、地域の中でいきいきと活躍することにより、地域の中の様々な活動の活性化が図られ、地域全体で支え合うまちづくりが実現されていくと考えられるため、各種の保健サービスの充実を図り、健康づくりの支援を行うとともに、一人ひとりが良好な生活習慣を確立できるように、望ましい生活習慣、食生活、適切な運動習慣などの啓発や指導に取り組んでいきます。

基本施策4 安全・安心のまちづくりの推進

すべての人が安心して健やかに住み慣れた地域で暮らすことができるように、地域住民や事業者、行政、その他関係機関が連携して、災害、事件、事故の防止に努め、安全・安心なまちづくりを推進します。

3 施策の体系

●基本理念●

一人ひとりが主役となり、お互い様の気持ちで支え合う、
みんなが元気に楽しく暮らす村

●計画推進の視点●



●基本施策●

基本施策1 ともに支え合う地域づくりの推進

(1) 地域でともに支え合う仕組みの構築

- 1) 相談支援体制の充実
- 2) 多様な連携・協働の推進
- 3) 地域の課題の早期発見・早期対応
- 4) 地域福祉を支える担い手の育成
- 5) ともに集う場の整備

(2) 人権意識の醸成・権利擁護の推進

(3) 成年後見制度の利用促進

基本施策2 きめ細かな福祉施策の推進

(1) 子どもたちの成長を支える支援の充実

- 1) 安心して子どもを産み育てられる環境の構築
- 2) 保育の充実
- 3) 教育環境の充実

(2) 高齢期の生活を支える支援の充実

- 1) 高齢者の生きがいづくりの推進
- 2) 自立した生活の支援
- 3) 介護・福祉サービスの基盤の整備

(3) 障がいのある方の生活を支える支援の充実

基本施策3 健康づくりの推進

(1) 健康寿命延伸のための支援

- 1) 運動や食生活の改善による生活習慣病予防の取組
- 2) 心の健康づくりの支援
- 3) 一人ひとりの健康管理の支援
- 4) 健康づくりの支援に向けた基盤の整備

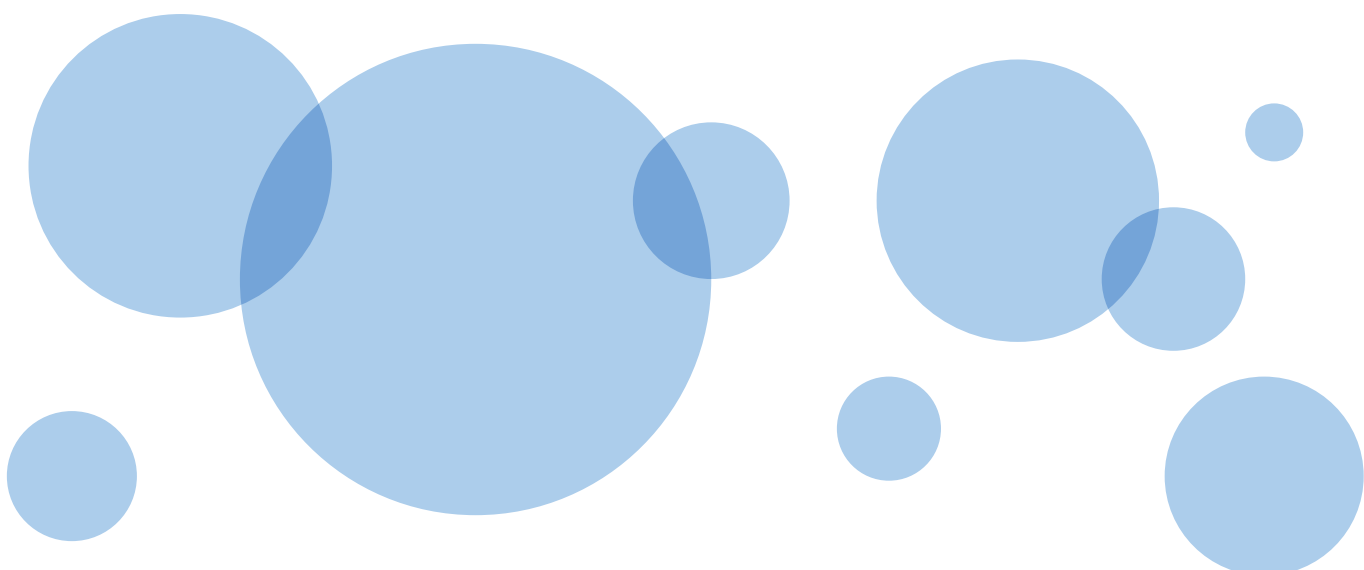
基本施策4 安全・安心なまちづくりの推進

(1) 防災対策の推進

(2) 安全・安心な地域環境の整備

第4章

地域福祉の推進



基本施策 1 ともに支え合う地域づくりの推進

(1) 地域でともに支え合う仕組みの構築

地域において何らかの福祉的な支援を必要とする人が抱える課題は、多様で複雑化しており、これまでの公的支援だけでは解決が難しい制度の狭間にある課題もみられます。そのため、制度・分野ごとの縦割りではなく、その人が抱える課題を丸ごと受け止める包括的な相談支援体制が必要です。

また、行政や福祉関係者だけではなく、村民が地域の課題を他人ごとではなく我が事としてとらえ、支え合えるような仕組みの構築が必要です。

そのため、村民をはじめ地域に関わるすべての人が協働して地域課題の解決を図り、福祉サービスの受け手と支え手を固定化せず、互いに支え合いながら自分らしく暮らしていける「地域共生社会」の実現を目指します。

1) 相談支援体制の充実

施策・事業名	内容・取組方向
包括的な相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none">● 高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや障がい者の相談支援事業、保健センター、子育て支援センターにおいて高齢者、障がい者、子ども・子育てなど各分野における相談体制の充実を図ります。● 社会福祉協議会へ「なんでも相談支援センター」を設置し、複合的な課題や制度の狭間にあるような課題を抱える方の相談を丸ごと受け止め、関係する多機関が連携してその解決にあたる包括的な相談支援体制の構築を図ります。

2) 多様な連携・協働の推進

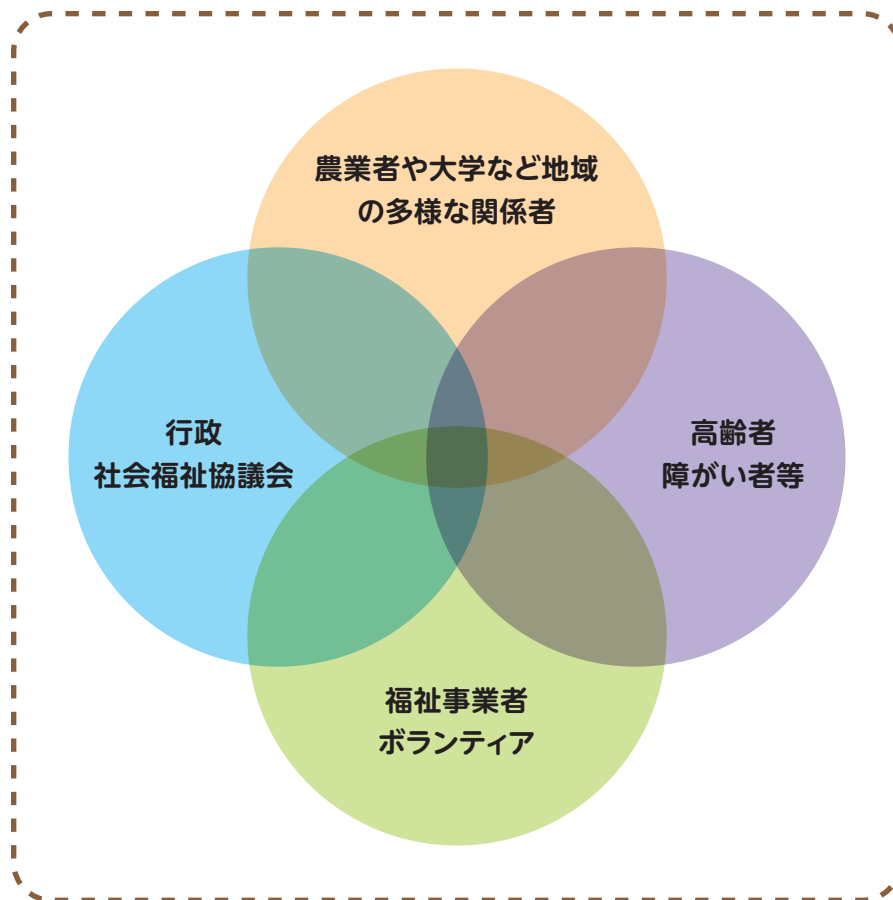
施策・事業名	内容・取組方向
民生・児童委員協議会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生・児童委員は地域における社会福祉の推進役として村民の立場に立って、村民と各公的機関との橋渡しや相談援助活動、訪問活動を行っています。民生児童委員活動を支援し、連携することで、きめ細かな地域福祉の向上を図ります。
社会福祉協議会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会は行政とともに、地域福祉を推進する中心的な団体であり、社会福祉協議会活動を支援し、連携することで、多様化する地域課題の解決と地域福祉の向上を図ります。
地域包括ケアシステムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らせるよう、保健・医療・介護・予防・生活支援などが連携し、切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進します。
農福連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業と福祉を連携し、高齢者の生きがいづくりや障がい者、生活困窮者等の就労支援を図ります。 また、福祉関係者だけでなく、農業者など地域の多様な関係者が連携することで、地域力の強化と地域福祉の向上を図ります。

農福連携とは

農福連携とは、農業と福祉が連携することによって、豊かな知識・経験を持つ高齢者の能力を活用することや、障がい者等の就労及び雇用の場への支援を行って地域還元を図り、地域福祉の向上と地域の活性化を目指すものです。

本村では、村と社会福祉協議会に加え、農業者や高齢者、障がい者、福祉事業者、大学、ボランティアなど多様な関係者が連携を図り、独自の農福連携を推進することで、各種福祉の増進を目指します。

そのためにも、村の特色である農業の生産や景観、癒やし、学習、交流など多面的機能を活用していきます。



上記は大湊村農福連携推進に関する基本構想の構造を示しています。

地域の多様な関係者がそれぞれ役割を持ちながら連携していくことで、村独自の農福連携を推進します。

また、上記の障がい者等とは障がい者や福祉施設利用者、生活困窮者並びにひきこもり等を指しています。

3) 地域の課題の早期発見・早期対応

施策・事業名	内容・取組方向
包括化推進員の配置	● 社会福祉協議会に包括化推進員を配置し、地域住民が抱える福祉ニーズの把握、地域に不足する社会資源の創出などを行い、地域の生活課題の早期把握と適切な相談支援体制の確保を図ります。
生活支援コーディネーターの配置	● 社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、地域の高齢者支援のニーズと社会資源を把握し、高齢者支援の担い手やサービスの開発により高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を図ります。
情報共有の徹底	● 地域包括ケア会議や包括化推進会議、生活支援体制整備協議体など関係機関が連携する会議において、それぞれの情報を共有し、地域の課題に迅速かつ適切に対応できる体制整備を図ります。 ● ケース検討会議において、関係機関が連携して、ひとり暮らし高齢者などの見守りを行います。

4) 地域福祉を支える担い手の育成

施策・事業名	内容・取組方向
福祉ボランティア団体等への支援	● 村内福祉団体及びボランティア団体などが実施する研修事業や活動を支援することで、積極的な団体活動を促進し、地域福祉活動へ参画する支援者の育成、スキルアップを図ります。
人材の確保	● 村内外の人材登録を制度化することで、長時間は働けないものの時間のあるときに働きたいという方に働く場を提供するとともに、こども園や放課後児童クラブの人材確保を図ります。
福祉教育の推進	● 社会福祉協議会が実施する小、中学生、高校生へのボランティア体験の推進のほか人権教室の開催、認知症サポーター養成講座などを通じて、幼少期からの福祉教育と地域住民の福祉への関心を高め、地域福祉の担い手の育成を図ります。

5) とともに集う場の整備

施策・事業名	内容・取組方向
村民センターの整備	● 村民の福祉、教育、コミュニティ活動や冠婚葬祭利用施設として村民センターの計画的な補改修を実施し、効率的な管理運営を実施することで、利用しやすい環境を整備します。
ふれあい健康館の整備	● 高齢者の生きがいづくりや交流、活動の拠点施設としてふれあい健康館の計画的な補改修を実施し、利用しやすい環境を整備します。
交流拠点の確保	● ふれあい交流サロン「ちょこっと」や男女共同参画拠点「ちゃっこ」など村民が気軽に集える場所を整備し、地域コミュニティの強化につなげます。

(2) 人権意識の醸成・権利擁護の推進

誰もが住みよい地域をつくる上では、一人ひとりの人権が尊重され、性別や年齢に関わらず、誰もが生きがいや役割を持ち、様々な社会活動や地域活動に参画できる環境の整備が必要です。

そのため、人権意識の醸成を図り、誰もが暮らしやすい地域づくりを推進します。

施策・事業名	内容・取組方向
人権教育の推進	● 人権擁護委員と連携しながら、小学生を対象とした人権教育の実施や人権教室の開催等により、人権擁護の意識醸成を図ります。
男女共同参画の啓発	● 性別に関係なく村民一人ひとりがより自分らしく、いきいきと能力を発揮することのできる社会づくりのため、広報活動や講演会の開催等により男女共同参画の啓発に努めます。
虐待防止対策の推進	● 子どもや障がい者、高齢者等の虐待防止に向けて、それぞれの関係機関と連携しながら、速やかに対応できる体制整備を図ります。

(3) 成年後見制度の利用促進

認知症高齢者や精神上の障がいなどにより判断能力の十分でない成年者の権利を守るため、成年後見制度利用促進基本計画を整備し、実情に応じた利用促進を図ります。

成年後見制度利用促進基本計画

● 成年後見制度とは

成年後見制度とは、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を保護し、支援するための制度です。

認知症高齢者や知的障がい者あるいは精神障がい者などの判断能力の不十分な方々は、財産の管理や身上監護についての契約や相続などの法律行為を行うことが困難です。このため、判断能力の不十分な方に代わって契約を締結したり、誤った判断により締結した契約を取り消す権限を成年後見人に付与することができることになっています。

成年後見制度は、民法で規定されていた「禁治産者・準禁治産者宣告の制度」を見直し、平成 12 年（2000 年）4月1日から施行されました。社会福祉の構造改革においても、「措置制度」から「契約制度」へと変わり、利用者自らがサービスや事業者を選択し、契約する制度へと転換が図られました。

法定後見制度は、判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており（以下「後見等」という。）、家庭裁判所が、成年後見人、保佐人、補助人を選任し、本人の代理として法律行為を行ったりすること等により、本人を保護、支援するものです。

● 制度の利用促進の方向性

村では、成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見制度利用促進基本計画に基づいて、利用者がメリットを実感できるように成年後見制度を総合的かつ計画的に推進します。

また、今後、国から新たな施策や方針が示された場合でも柔軟に対応し、認知症等の高齢者をはじめ、権利行使に不安のある成年者の権利を擁護し、必要なサービスが行き届くよう、社会福祉協議会や関係機関との連絡調整を図りながら、制度の周知と利用促進を図ります。

● 制度の利用促進に向けた取組

施策・事業名	内容・取組方向
成年後見制度の普及・啓発	●ひとり暮らし高齢者、認知症等の高齢者の増加にともない、今後この制度の利用については増加が見込まれるため、制度の普及・啓発を図ります。
相談体制の整備	●村、地域包括支援センター、社会福祉協議会において相談体制を整備しており、今後も連携しながら、村民が安心して相談できる環境の充実とニーズの把握に努めます。
成年後見人の担い手確保	●成年後見制度の利用について、職員や関係者等の資質向上のため、県などが開催する研修会等へ積極的な参加を図り、成年後見人の育成に資する研修参加の促進や周知に努めます。
地域連携ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ●住民の権利擁護の支援のため、地域ケア会議や包括化推進会議など既存の資源・仕組みを活用し、連携を図りながら地域連携ネットワークの構築に努めます。 ●地域連携ネットワークにおいては、既存の各連携会議での情報共有により、ニーズの把握に努めるとともに、多機関の連携による早期の支援体制を整備し、適切な成年後見制度の利用を促進します。 ●必要に応じて、地域連携ネットワークを弁護士等の専門家も含めた協議体として拡大し、法律や福祉の専門的な見地からの課題解決、支援を図ります。
中核機関の設置検討	●中核機関は地域連携ネットワークと連携した、専門的な役割が求められており、県や周辺地域と連携した広域的な体制も含めて設置を検討します。
成年後見制度利用支援事業	●認知症や障がいにより判断能力が十分でなく、日常生活の意思決定が難しい方や介護保険サービス等の利用に支障がある方を対象に、制度に対する理解が不十分だったり、身寄りがない、家族から虐待を受けているなどの事情により、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず申し立てができない場合に、村長が成年後見制度等開始審判申し立てを行い、対象となる方の権利擁護を図ります。
日常生活自立支援事業の利用促進	●判断能力が十分でない、高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などに対し、福祉サービスの利用援助や日常生活上の手続援助、日常的金銭管理、書類等の預かりなど社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。

基本施策2 きめ細かな福祉施策の推進

(1) 子どもたちの成長を支える支援の充実

少子化が加速度的に進む中で、安心して妊娠・出産・育児が行える環境の整備は重要であり、子どもたちが健やかに育つよう、保健・医療・福祉・教育などのネットワークを構築し、様々なニーズにあった支援ができる体制を整えます。

また、社会状況やライフスタイルの変化により個々のニーズがより多様化する中で、村民が郷土を愛し、村外の人たちとも交流を深めてお互いに学び合える環境の構築を目指し、次世代を担う子どもたちの育ちを地域ぐるみでサポートする体制づくりを推進し、子どもたちが成長しても故郷を愛し、大事にしたいと思えるような取組を充実させていきます。

1) 安心して子どもを産み育てられる環境の構築

施策・事業名	内容・取組方向
妊娠・出産への支援	<ul style="list-style-type: none">● 不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減し、安心して不妊治療を受けられるよう治療費を助成し、妊娠、出産を支援します。● 安心して出産できるよう、妊婦健診の費用を支援します。● 講座の開催や相談体制を充実させ、妊娠・出産・育児を支援します。
未熟児養育の支援	<ul style="list-style-type: none">● 養育のために入院が必要な未熟児に対し、必要な医療費を給付することで、未熟児の養育を支援します。
乳幼児健診の実施	<ul style="list-style-type: none">● 乳幼児健診を行い、身体発達、精神運動発達を確認するとともに、保護者の育児不安の解消や生活の助言、指導を行います。● 幼児歯科健診や歯みがき指導、おやつ指導を行い、う歯(むし歯)を予防するとともに食生活の助言を行います。
年中児健康相談の実施	<ul style="list-style-type: none">● 3歳児健診と就学時健診の間に、4歳児の発達状況を確認し、課題に早期に対応することで、就学時期に向けた適切な支援を行います。
遊び場の確保	<ul style="list-style-type: none">● 子どもたちの健やかな成長のため、安全で安心な遊び場の確保を図ります。

2) 保育の充実

施策・事業名	内容・取組方向
子ども・子育て支援事業計画の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画的かつ効果的な事業の実施を図るため、子ども・子育て支援計画を整備し、適宜評価、改訂を行い、地域ぐるみで子育て支援を推進します。
子育て支援センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て家庭及びこれから子育てをはじめめる家庭に対する育児不安等についての相談指導、保育サービスの情報提供、子育てサークル等の育成・支援など、子育てに関する一元的な支援体制により、育児支援の充実を図ります。
季節保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 農繁期における一時預かり保育の拡充や、土曜日の1日保育を実施するなど、春秋の農繁期の保育ニーズに対応します。
在宅子育て世帯への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 未就園児(2歳児まで)を在宅で子育てしている世帯に対し、在宅子育て応援商品券や一時預かり保育利用券を配布し、在宅子育てに要する経済負担の軽減を図ります。 ● 一時預かり保育事業を実施し、未就園児に対する集団保育の経験と、保護者の育児負担の軽減を図ることで、在宅子育てを支援します。
放課後の児童への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 共働きやひとり親家庭の児童が放課後や長期休業中、安全で充実した生活を送ることができるとともに、保護者も安心して働くことができるように、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

3) 教育環境の充実

施策・事業名	内容・取組方向
学習生活支援員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ●こども園、小学校、中学校で特別支援を必要とする園児、児童、生徒へ、学習生活支援員を配置することで、個々の実態や保護者の要望に応じたきめ細やかな支援を行います。
コミュニティ・スクールの導入	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ・スクールの導入を目指し、大湊村における特色ある学校運営を図り、地域ぐるみでの教育環境を整備します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※コミュニティ・スクールとは 学校運営協議会制度と呼ばれるもので、保護者代表や地域住民などから組織される学校運営協議会が、学校や教育委員会と連携しながら、学校運営を行い、地域の声を積極的に活かしていくことで地域一体となった特色ある学校運営を図るものです。</p> </div>
総合的な体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な講座、教室を開催することで、子どもの安全で健やかな居場所の確保と体験活動の充実を図ります。 ●地域の大人が指導者として子どもたちに様々な体験をさせることで、心豊かな人間力を育むことができます。また、多様な能力・技術を持つ大人の活動の場となることで、地域貢献や生きがい対策にもつながります。
児童・生徒の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●登下校時に不審者が現れたり、事故があったりした場合に、早期発見や迅速な対応と防犯対策のため、地域ぐるみによる登下校時の巡回や見守りを実施し、児童・生徒の安全確保を図ります。
教育費用の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ●日本政策金融公庫及び村内金融機関から教育資金の融資を受けた村民に対し、利子補給を図るなど教育機会の均等と経済的負担の軽減を図ります。

(2) 高齢期の生活を支える支援の充実

我が国では急速な人口減少と少子高齢化が進んでおり、村も例外ではありません。それにともない、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯が増加していくと考えられます。そのため、高齢者を地域全体で支えていくとともに、高齢者の自立支援と可能な限り住み慣れた地域でいきいきと暮らしていける地域づくりを推進します。

1) 高齢者の生きがいの推進

施策・事業名	内容・取組方向
団体活動の支援	● 高齢者団体や高齢者サークルが行う交流活動を促進し高齢者が自分らしく、いきいきと暮らしていけるよう生きがいの推進を支援します。
農福連携の推進(再掲)	● 農業の経験や知識を持った高齢者やひきこもりがちな高齢者の活躍の場を提供し、一人ひとりが役割と生きがいを持って暮らしていけるよう、農福連携を推進します。
生涯学習の推進	● 高齢者学級を開催し、高齢者の生涯学習の機会を確保します。また、高齢者の豊富な知識や経験を活かし生涯学習講座の講師を担ってもらうことで生きがいの推進を支援します。

2) 自立した生活の支援

施策・事業名	内容・取組方向
健康増進の取組	● 温泉入浴券の助成や、はり、きゅう、マッサージ療養費の助成により高齢者が明るく健康に過ごせるよう、健康増進の取組を推進します。
在宅生活の支援	● 買い物や食事の支度が困難な高齢者に対し、社会福祉協議会が実施する配食サービスを支援し、健康で自立した生活を送れるよう支援します。 ● 要支援者が利用する介護用ベッドレンタルの一部助成や介護保険事業による住宅改修の支援等により、在宅での自立支援と家族の負担軽減を図ります。
移動支援の検討	● 高齢や障がい、運転免許返納により移動が困難な方への移動支援について、村内の既存のサービスや公共交通網の整備を含め、村の実情に応じた支援を検討します。
介護予防の推進	● 介護予防教室や体操教室、認知症予防教室など高齢者がいつまでも元気に暮らせるよう、介護予防の取組を推進します。

3) 介護・福祉サービスの基盤の整備

施策・事業名	内容・取組方向
居宅介護支援センターの運営	● 居宅介護支援センターの運営を支援し、体制を整備することで、要介護者と家族を支援し、充実した介護サービスの提供に努めます。
ケアハウスの整備	● 高齢者の自立した生活を支援するためケアハウスの計画的な補改修等を実施することにより、生活環境の整備を図ります。
ひだまり苑の整備	● ひだまり苑の補改修等を実施することにより、高齢者が個々の状況にあわせて元気で安心して暮らせる環境の整備を図ります。

(3) 障がいのある方の生活を支える支援の充実

誰もが住みよい地域にするために、障がいの有無に関わらずすべての人が互いに尊重し合いながら共生できる地域であることが望まれます。

そのため、障がいのある方の自立や就労、社会参加などを支援し、障がいのある方が自ら望む地域生活を営むことができるような環境整備を図ります。

施策・事業名	内容・取組方向
障がい福祉サービスの充実	● 障がい者の個々の状況にあわせた、住宅改修や通院費助成、補装具の助成など適切な障がい福祉サービスを提供し、障がい者の生活支援を図ります。
相談支援体制の充実	● 村での相談支援のほか、周辺の事業所と広域的に連携し、障がい者が安心して相談支援を受けられる体制整備を図ります。
農福連携の推進(再掲)	● 障がい者の就労支援や、施設外就労の機会を確保することで、障がい者の自立した地域生活を支援します。

基本施策3 健康づくりの推進

(1) 健康寿命延伸のための支援

村民一人ひとりが心身ともに健康な生活を送ることができるよう、保健・医療・介護・福祉が連携し、健康増進事業の実施と、健康管理の支援を行うことで、健康寿命延伸を図り、「日本一元気な長寿村」を目指します。

1) 運動や食生活の改善による生活習慣病予防の取組

施策・事業名	内容・取組方向
各種健(検)診事業の実施	<ul style="list-style-type: none">●糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群の減少のため内脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の概念を導入した健診を行います。また、健診により把握された対象者に生活習慣の改善を中心とした保健指導を行うことにより村民の健康増進を図ります。●がん検診を行うことにより、がんを早期発見・早期治療し、村民の健康の維持推進を図ります。●人間ドック、脳ドックの費用を助成することで、疾病の早期発見早期治療につなげます。
運動習慣定着の促進	<ul style="list-style-type: none">●スポーツおおがたと共催するウォーキング事業を通じ、参加者の心身の健康増進を図ります。また、保健センター内の運動器具を活用し、村民の自発的な運動機会の確保を図ります。●生活習慣病の予防のため運動教室を実施し、生活習慣病予防とメタボリックシンドロームの解消を支援します。
食生活改善への支援	<ul style="list-style-type: none">●料理教室を実施し、食と栄養の正しい知識の普及に努めます。●栄養相談や特定保健指導を実施し、生活習慣病予防のため食生活改善を支援します。

2) 心の健康づくりの支援

施策・事業名	内容・取組方向
自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 生きることの包括的支援を推進するため、関係機関と連携して地域の特性にあった「自殺対策計画」を推進します。
相談支援・啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 臨床心理士による相談会の実施やこころの体温計システム(※)の活用により、悩みを抱えた人に対し、専門的な相談支援を受けられる体制の充実を図ります。 ● 自殺予防啓発チラシの配布や、小中学生を対象としたいのちの教室の開催、心の健康づくり研修会などにより、自殺予防に関する啓発に努めます。 <div data-bbox="566 604 1348 772" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※こころの体温計とは 村公式ホームページ上にあるシステムで、簡単な質問に答えることでストレス度や落ち込み度を知ることができます。また、相談窓口を確認することもできます。</p> </div>
交流機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 交流サロンの運営など、多世代が気軽に集える場を提供します。 ● 園芸福祉活動や生涯学習活動などを実施し、多世代が交流する機会を提供します。

3) 一人ひとりの健康管理の支援

施策・事業名	内容・取組方向
検診等の受診勧奨	<ul style="list-style-type: none"> ● より多くの村民が、がん検診を受診するよう、総合検診前に勧奨(コール)し、総合検診後に受診しなかった村民に対しては、追加検診を勧奨する(リコール)ことで、受診率向上につなげます。また、がん検診要精検未受診者に対する受診勧奨により、がんの早期発見、早期治療につなげます。
健康管理システムの整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康管理システムにより、健(検)診受診状況及び結果管理、予防接種管理を行い、村民一人ひとりの健康管理に努めます。
がん患者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 成人の2人に1人ががんにかかるといわれている中で、がん治療にともない医療用補正具(ウィッグ・乳房補正具)購入費用の一部を助成することで、がん治療と就労や社会参画の両立、経済的負担の軽減を図ります。
口腔衛生の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● むし歯は歯の喪失原因の約半数を占めており、歯の喪失は口腔機能の低下をもたらすため、予防が重要です。予防に効果があるとされているフッ化物洗口法を実施し、むし歯予防を図ります。 ● 成人及び高齢者に対し、歯科健診の費用を助成することで、むし歯や歯周病などの予防と早期治療により生涯を通じた健康づくりを推進します。
予防接種助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種予防接種を助成することで、り患予防や重症化予防、村民の健康の維持推進を図ります。

4) 健康づくりの支援に向けた基盤の整備

施策・事業名	内容・取組方向
保健センター・診療所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健センター及び診療所の計画的な施設整備を行い、村民の総合的な健康づくりを支援できる体制の整備を図ります。
福祉医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者や中学生までの子ども等に対し医療費の助成を行うことで経済的な面で安心していつでも診療が受けられるよう支援し、福祉の増進と生活の安定を図ります。

基本施策 4 安全・安心なまちづくりの推進

(1) 防災対策の推進

災害及び非常事態が発生したときは、高齢者や障がい者など自力で安全かつ迅速に避難することが難しい方(災害時要援護者)の対応が重要となります。また、避難所においては介護を必要とする方や障がい者、乳幼児、妊婦など福祉的な配慮が必要な方への対応が重要です。

そのため、円滑に避難できる態勢と避難時の福祉ニーズに対応できる体制の確保に努めます。

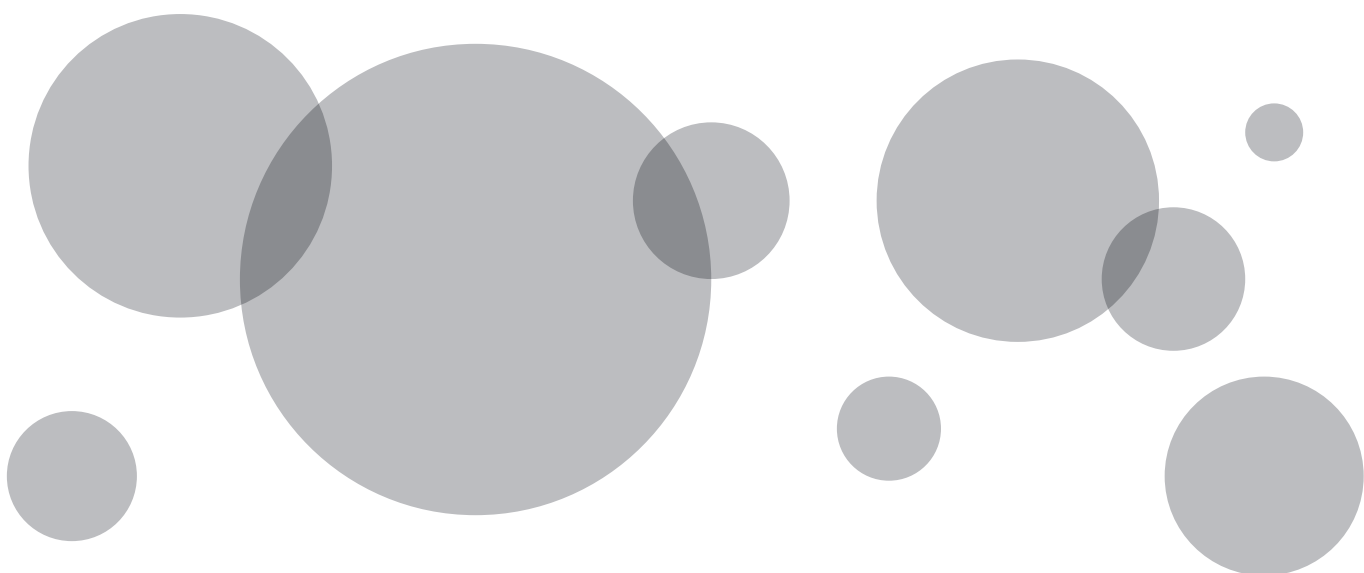
施策・事業名	内容・取組方向
地域防災計画・国民保護計画の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害及び非常事態の際に、迅速かつ適切に対応できるよう、地域防災計画及び国民保護計画を整備し、必要に応じて適宜改訂し、地域防災体制の充実強化を図ります。
防災基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」の案内標識を更新し、円滑に避難できる環境を整備します。 ● 防災行政無線の適切な管理と、各家庭に設置している戸別受信機の受信環境の改善を図ることで、緊急情報の円滑な伝達体制を整備します。
円滑な避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時要援護者の把握に努め、あわせて個別の避難支援プランを作成することで、災害時要援護者が円滑に避難できる体制の確保に努めます。 ● 災害時における、災害ボランティアの受け入れ体制や秋田県及び秋田県社会福祉協議会と連携した災害派遣福祉チーム(※)による支援の受け入れを検討し、福祉的支援を必要とする方へ適切に対応できる体制の整備を図ります。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>※災害派遣福祉チームとは 介護福祉士や保健師、保育士などの専門職から構成される組織で、大規模災害時に避難所における福祉的な配慮が必要な方への適切な対応を図るものです。事務局は秋田県社会福祉協議会となっており、派遣要請は市町村長が県を通じて行います。</p> </div>

(2) 安全・安心な地域環境の整備

高齢者の増加にともない、振り込め詐欺などの犯罪被害や消費者トラブルに遭いやすい、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加傾向にあります。そうした被害の防止に努めるとともに、児童・生徒が安心して遊ぶことができる地域、高齢者や障がい者が安全で快適に過ごせるような地域を目指し、関係機関・団体と連携し安全で安心な環境整備を図ります。

施策・事業名	内容・取組方向
交通安全・防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通指導隊や交通安全協会などと連携し、見通しの悪い交差点の解消や、交通安全啓発活動により地域の交通安全対策を推進します。 ● 防犯指導隊や安全・安心ネットワーク委員会などと連携し、子どもたちの見守りや各種パトロール活動を推進することで、地域防犯力の向上に努めます。また、高齢者が被害に遭いやすい振り込め詐欺などについて被害防止に努めます。 ● 交通事故防止や犯罪防止のため、機器の設置などの整備に努めます。
消費者トラブル対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な消費者トラブルが増加しており、特に高齢者が被害に巻き込まれやすいことから、情報提供や相談体制を整備し、消費者トラブルの防止に努めます。
見守り活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、ひとり暮らしの障がい者など、見守りが必要と思われる方に対し、社会福祉協議会、民生児童委員、地域包括支援センター、保健センターなどの関係機関が連携し、定期的な安否確認も含めた見守り活動を実施します。 ● 青色回転灯パトロールの実施やあいさつ運動の実施により、子どもたちの見守りに努めます。
バリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者や障がい者が生活しやすいよう公共施設の段差解消や歩道などの整備を図り、高齢者や車いすの方、シニアカー(電動カート)などが移動しやすい環境の整備を図ります。

資料編



1 大潟村人口推計

(1) 年齢別人口の推計

(単位：人)

	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年
総数	3,194	3,188	3,179	3,169	3,160	3,150	3,141
0～4歳	148	149	151	153	155	157	160
5～9歳	147	147	148	148	149	149	150
10～14歳	151	149	148	148	147	146	146
15～19歳	180	171	167	164	160	156	153
20～24歳	211	214	207	196	190	180	171
25～29歳	198	199	201	204	207	209	212
30～34歳	181	197	197	198	199	199	200
35～39歳	116	111	128	150	170	176	194
40～44歳	148	133	128	124	117	115	110
45～49歳	206	202	188	174	160	145	131
50～54歳	216	220	216	212	208	204	200
55～59歳	185	193	196	197	203	211	215
60～64歳	149	147	155	166	170	179	186
65～69歳	169	147	146	145	144	143	141
70～74歳	240	243	225	201	180	161	140
75～79歳	209	210	212	213	215	222	225
80～84歳	172	178	179	179	180	182	182
85歳以上	168	178	187	197	206	216	225

第2期大潟村総合村づくり計画データ

(2) 高齢化率の推計

(単位：%)

	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年
高齢化率	30.0	30.0	29.9	29.5	29.3	29.3	29.1

第2期大潟村総合村づくり計画データより算出

2 アンケート調査のポイント

(1) 調査の目的

「大潟村地域福祉計画」策定に向けた基礎資料とするため、地域における課題を把握し、その解決に向けた取組を検討する参考となるように、福祉全般のことや施策ニーズについてアンケート調査を実施しました。

(2) 調査の実施状況

① 調査期間

平成30年3月9日～平成30年3月23日

② 調査方法

郵送による配布・回収

③ 調査対象

村内に居住している841世帯(1世帯につき、2票配布。うち、130世帯は単身世帯。)

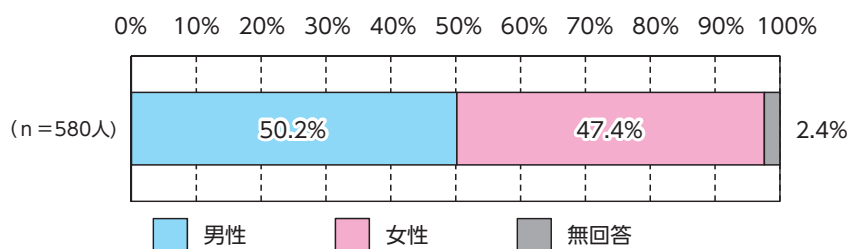
④ 回収状況

発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
1,552票 (841世帯)	588票	580票	37.4%

※回収票=588票のうち、調査票への回答のないものが8票あったため、調査票への回答があった580票を有効票として集計を行っています。

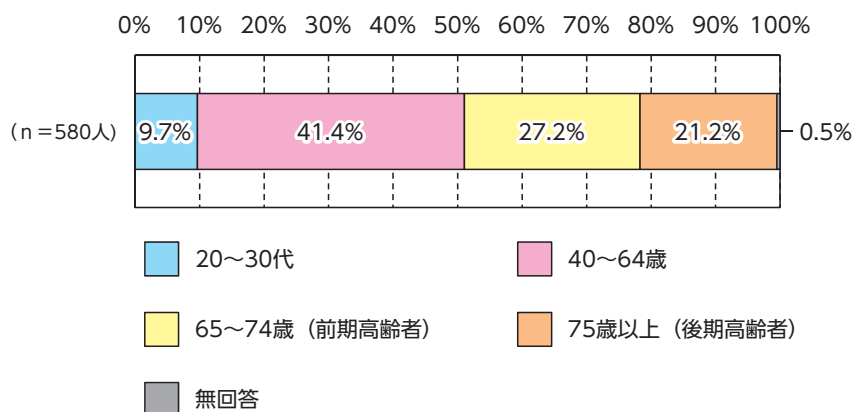
(3) 回答者の基本属性

1) 性別



回答者の性別は、「男性」50.2%、「女性」47.4%と、男女比はほぼ等しくなっています。

2) 年齢

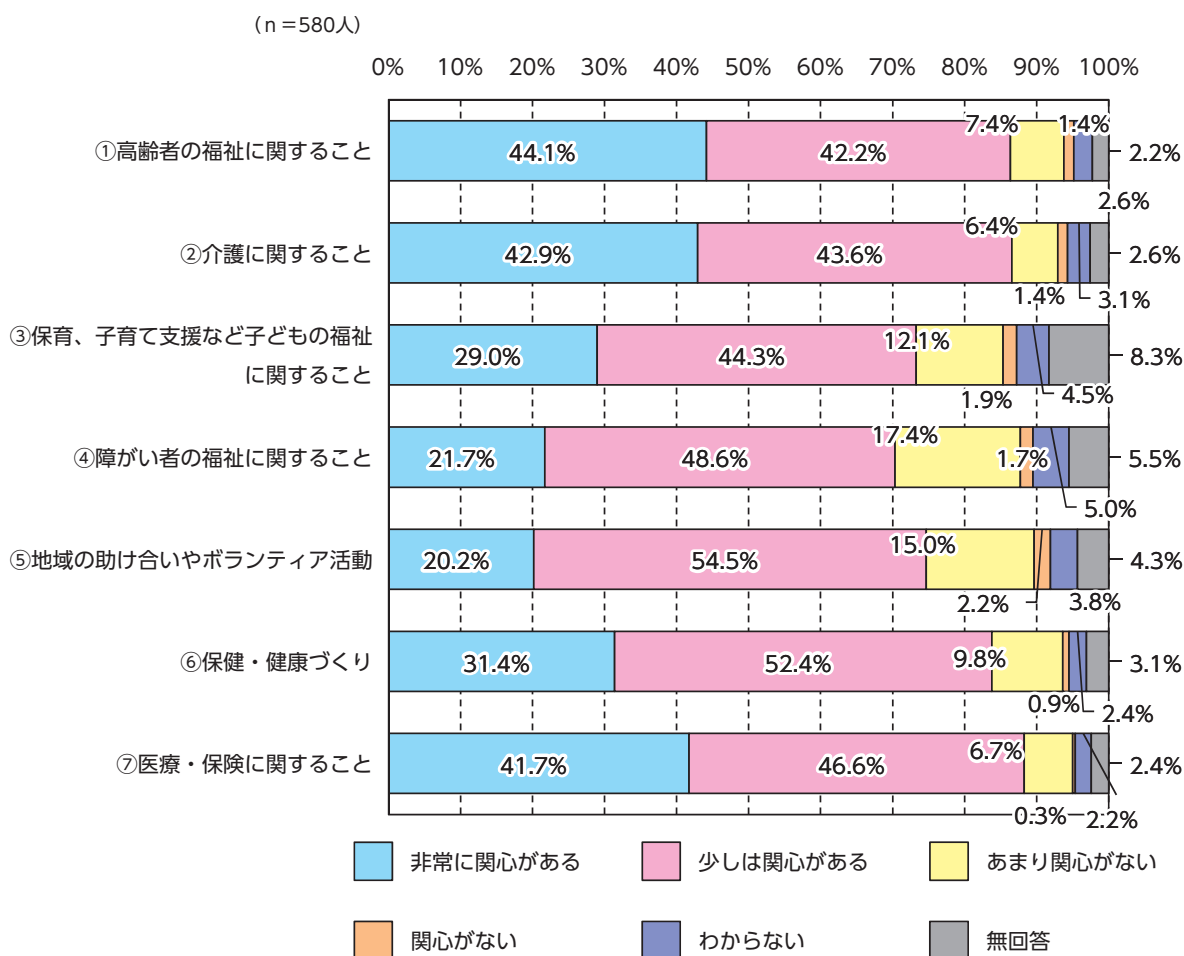


回答者の年齢は『40～64歳』が41.4%と全体の4割以上を占めています。

また、『65～74歳(前期高齢者)』(27.2%)、『75歳以上(後期高齢者)』(21.2%)もそれぞれ2割以上を占め、あわせると回答者の半数近くは高齢者が占めています。

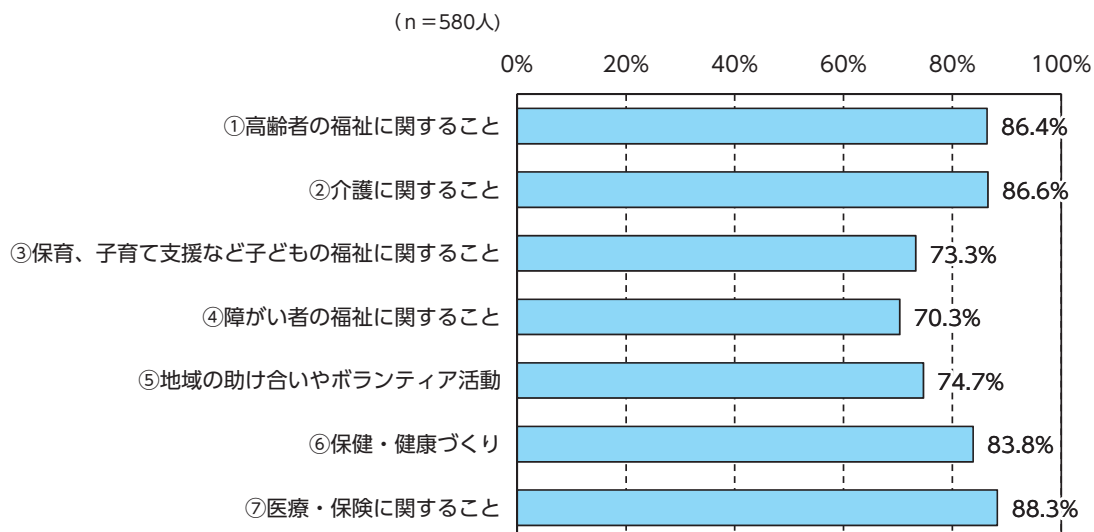
(4) 主な調査結果

1) 福祉分野ごとの関心の度合い

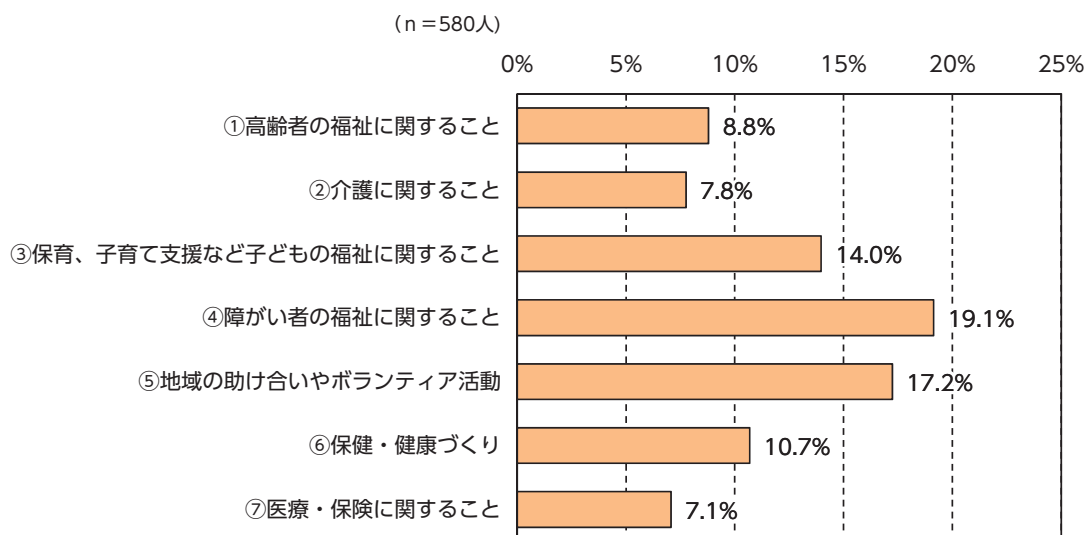


『①高齢者の福祉に関すること』(44.1%)、『②介護に関すること』(42.9%)、『⑦医療・保険に関すること』(41.7%)については、「非常に関心がある」との回答が4割を超えており、回答者の中では強い関心が持たれています。

<“関心がある” 福祉分野>



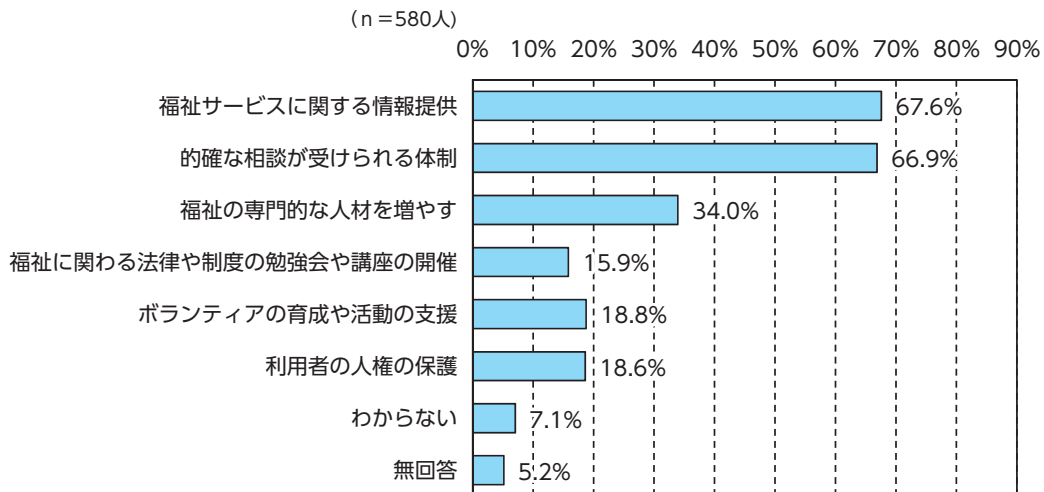
<“関心がない” 福祉分野>



「非常に関心がある」「少しは関心がある」を“関心がある”、「あまり関心がない」「関心がない」を“関心がない”として整理すると、①～⑦項目のすべてにおいて“関心がある”との回答が高い割合となっていますが、『③保育、子育て支援など子どもの福祉に関すること』、『④障がい者の福祉に関すること』、『⑤地域の助け合いやボランティア活動』については“関心がある”との回答は7割台と他の項目よりも関心の度合いが低くなっています。

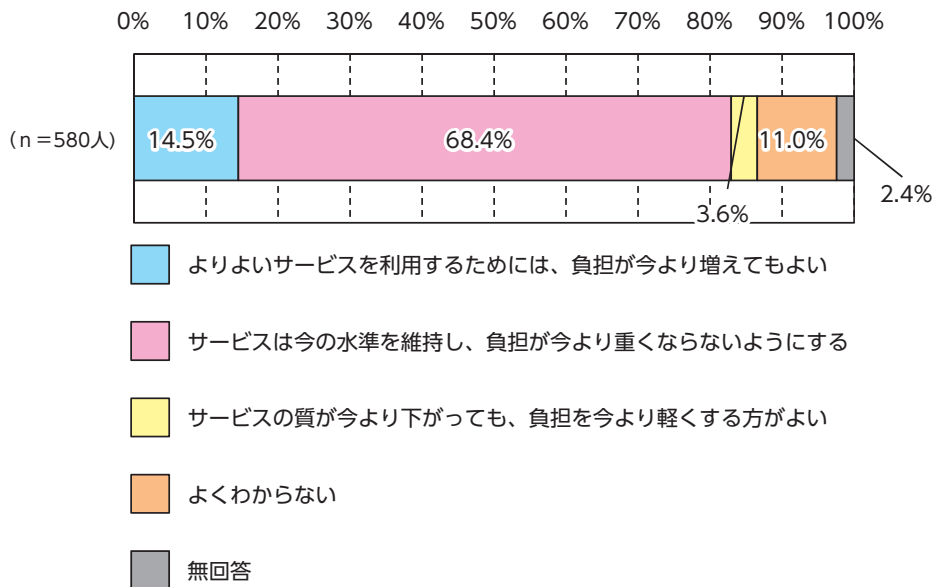
また、『③保育、子育て支援など子どもの福祉に関すること』、『④障がい者の福祉に関すること』、『⑤地域の助け合いやボランティア活動』の3項目については、“関心がない”との回答の割合が他の項目よりも高くなっています。

2) 最適なサービス利用のために必要なこと



利用者が自分にあった最適な福祉サービスを利用するために必要なこととしては、「福祉サービスに関する情報提供」(67.6%)、「的確な相談が受けられる体制」(66.9%)への回答がともに6割を超え、「情報提供」と「相談体制の充実」が必要と考えられています。

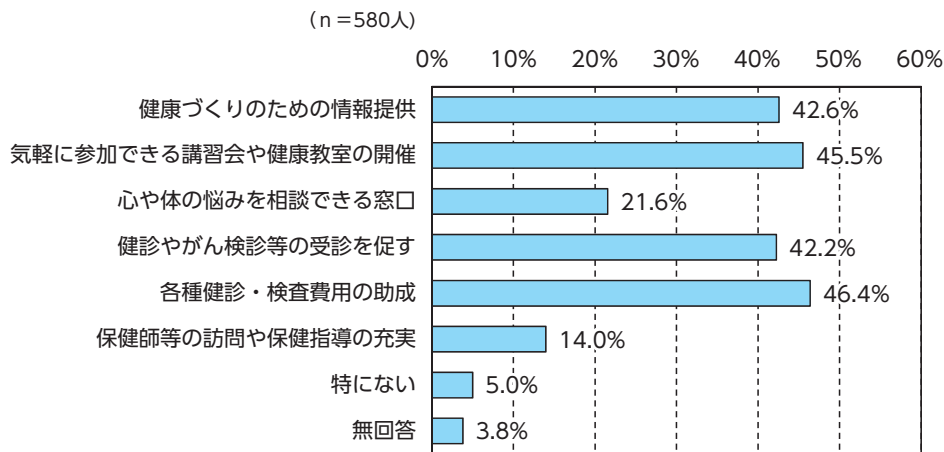
3) 福祉サービスと税負担のバランスについて



福祉サービスと税負担のバランスについてみると、68.4%と7割近くは「サービスは今の水準を維持し、負担が今より重くならないようにする」としており、サービス水準も負担も現状維持を希望しています。

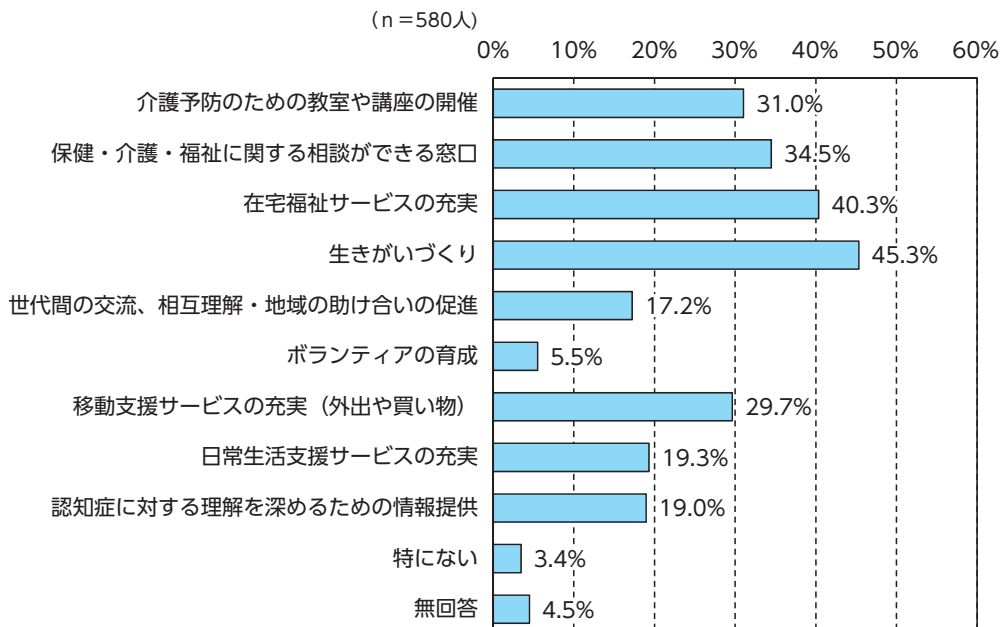
「サービスの質が今より下がっても、負担を今より軽くする方がよい」(3.6%)よりも、「よりよいサービスを利用するためには、負担が今より増えてもよい」(14.5%)への回答の割合の方が高く、サービス水準の低下を容認する回答は少なくなっています。

4) 健康づくりのために必要な取組



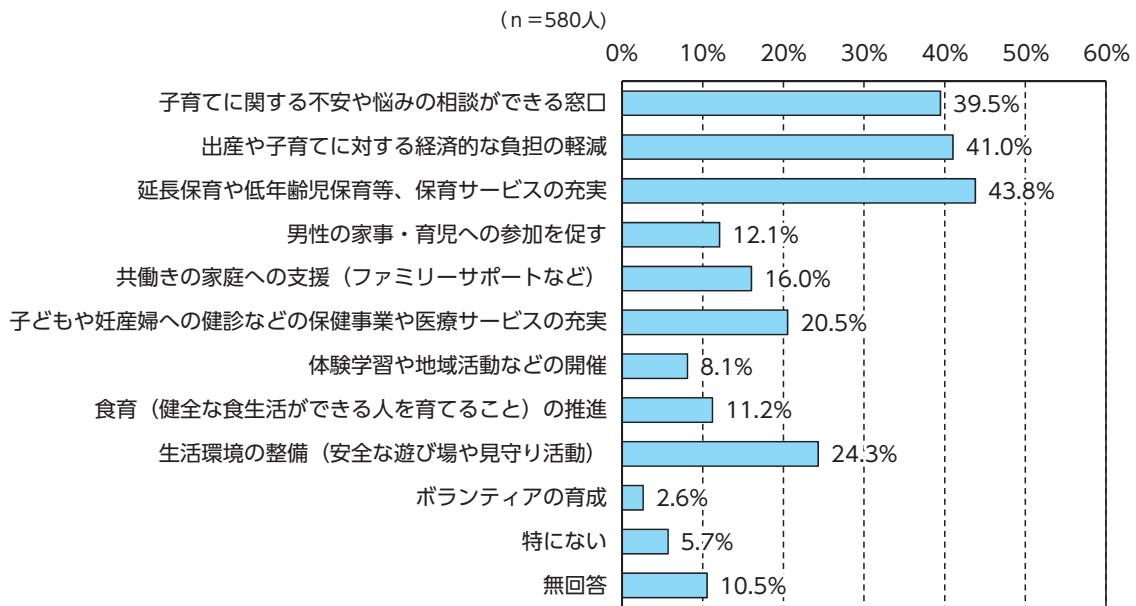
健康づくりのために必要な取組としては、「健康づくりのための情報提供」(42.6%)、「気軽に参加できる講習会や健康教室の開催」(45.5%)、「健診やがん検診等の受診を促す」(42.2%)、「各種健診・検査費用の助成」(46.4%)など、多くの項目で必要という回答が4割を超えていますが、「心や体の悩みを相談できる窓口」(21.6%)と「保健師等の訪問や保健指導の充実」(14.0%)への回答は他の項目に比べて回答の割合が低くなっています。

5) 高齢者の生活支援のために必要なこと



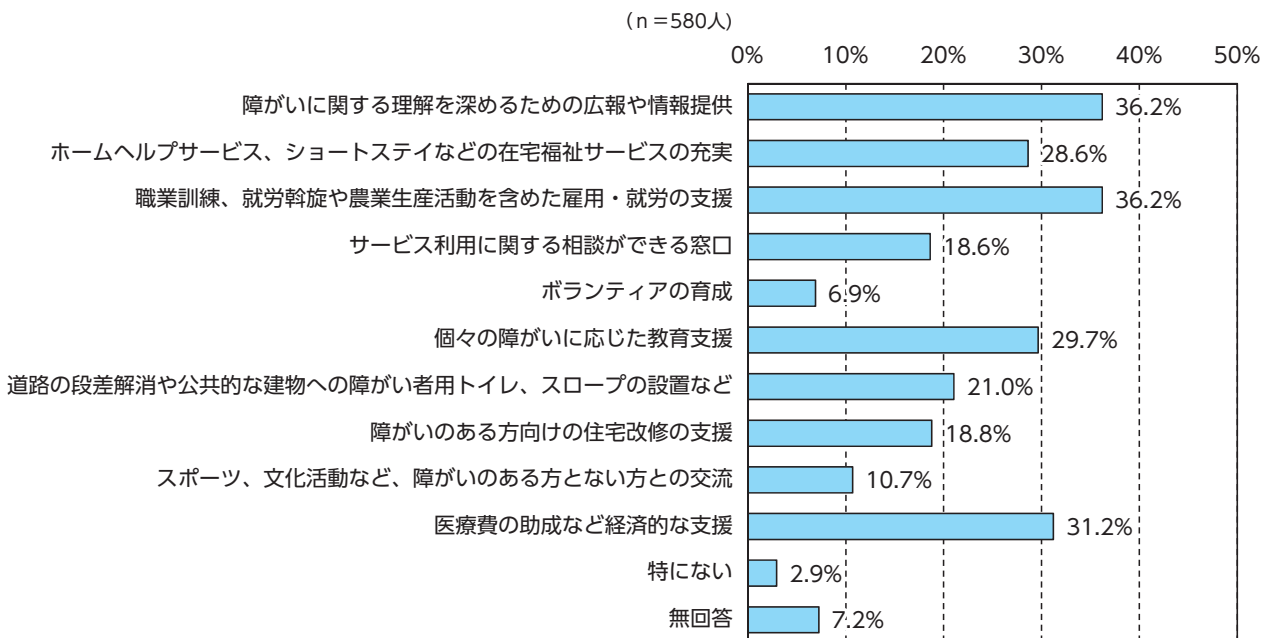
高齢者が自立した生活を送っていくために必要なこととしては、「生きがいづくり(ボランティア、文化・スポーツ、農業などの活動促進等)」への回答が45.3%で最も多くなっています。ついで「在宅福祉サービスの充実(ホームヘルパーの派遣やデイサービスの拡充など)」が40.3%となっています。

6) 子育て支援のために必要なこと



子育て支援に必要なこととしては、「延長保育や低年齢児保育等、保育サービスの充実」(43.8%)、「出産や子育てに対する経済的な負担の軽減」(41.0%)、「子育てに関する不安や悩みの相談ができる窓口」(39.5%)が4割前後以上を占めて、回答の割合が高くなっています。

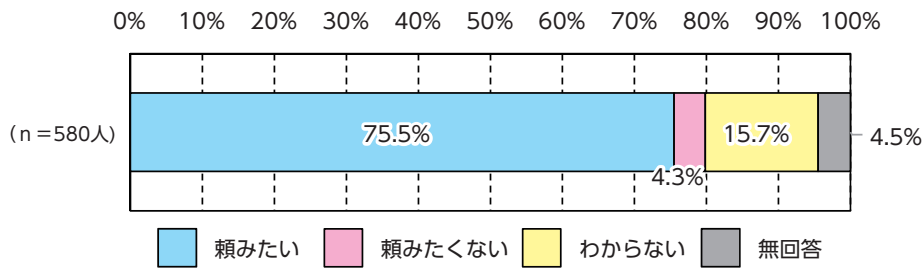
7) 障がい者支援のために必要なこと



障がい者支援のために必要なこととしては、「障がいに関する理解を深めるための広報や情報提供」(36.2%)、「職業訓練、就労斡旋や農業生産活動を含めた雇用・就労の支援」(36.2%)、「医療費の助成など経済的な支援」(31.2%)などへの回答の割合が高く、障がいに対する理解促進と、雇用・就労支援、医療費の助成などのニーズが高くなっています。

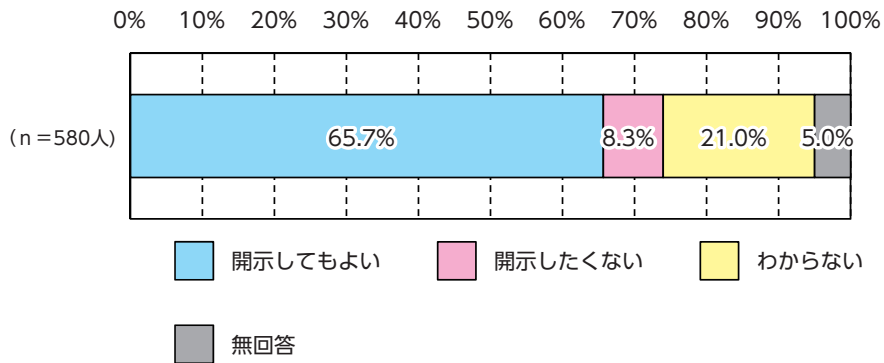
8) 災害時の助け合いについて

<災害時の自治会などからの援助の必要性>



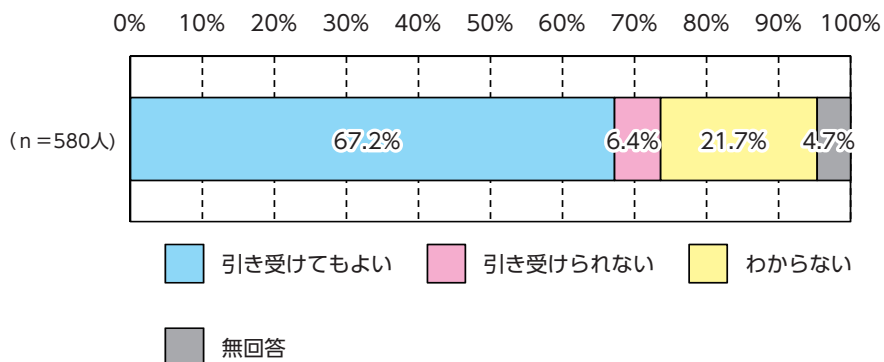
災害時の自治会などからの援助については、75.5%が「頼みたい」としています。

<災害時の避難支援のための個人情報の開示意向>



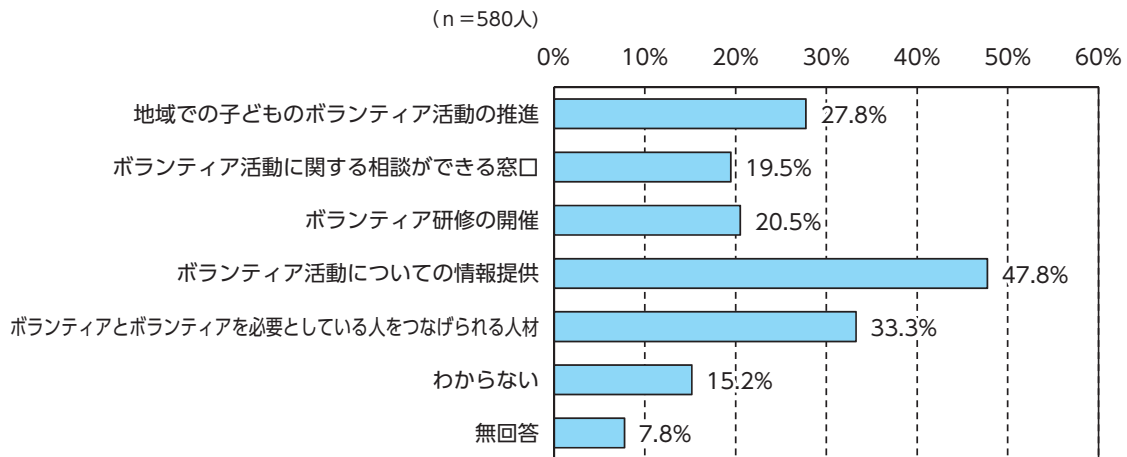
災害時の避難支援のための個人情報の開示については、65.7%が「開示してもよい」としていますが、災害時に自治会などからの援助を「頼みたい」(75.5%)という回答に比べると、やや回答の割合が低くなっています。

<災害時の要援護者への避難支援の協力意向>



災害時の要援護者への避難支援の協力については、67.2%が支援を「引き受けてもよい」としています。

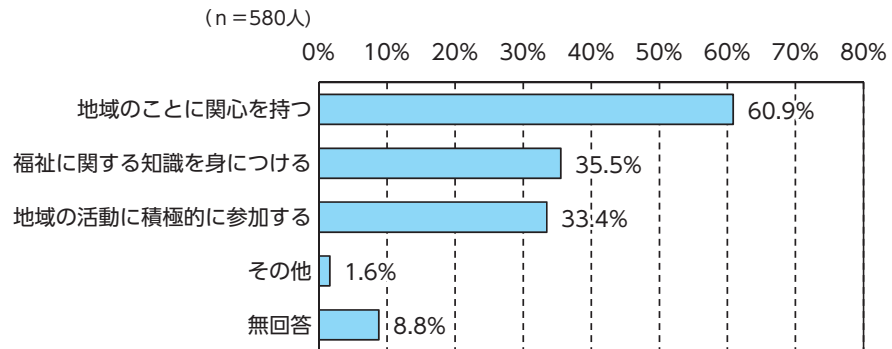
9) ボランティア活動促進のために必要なこと



ボランティア活動促進のために必要なことについては、47.8%と半数近くが「ボランティア活動についての情報提供」と回答しており、必要な情報が十分には伝わっていない可能性が考えられます。

10) 自助、共助、公助において重要なこと

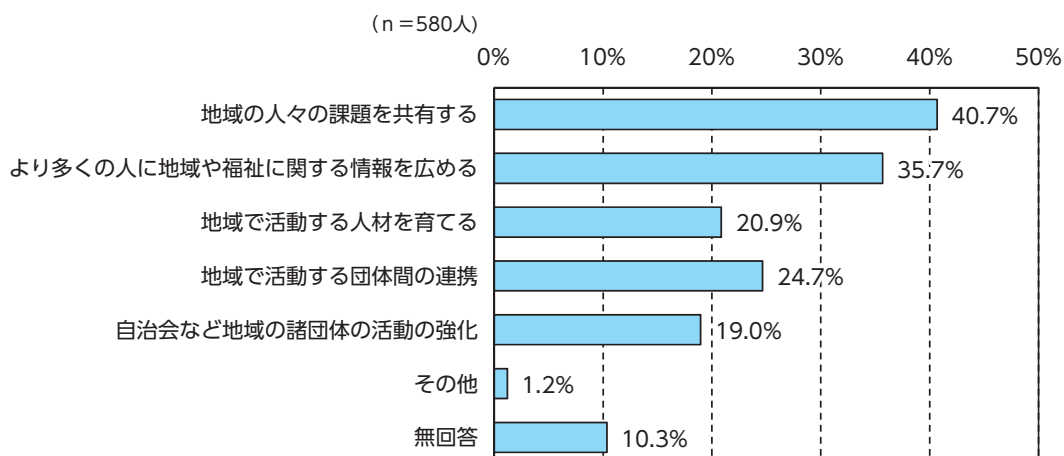
①自助



『①自助』において重要なこととしては、「地域のことに興味を持つ」が60.9%で最も多くなっています。

まずは一人ひとりが地域のことに興味を持つことが重要と考えられています。

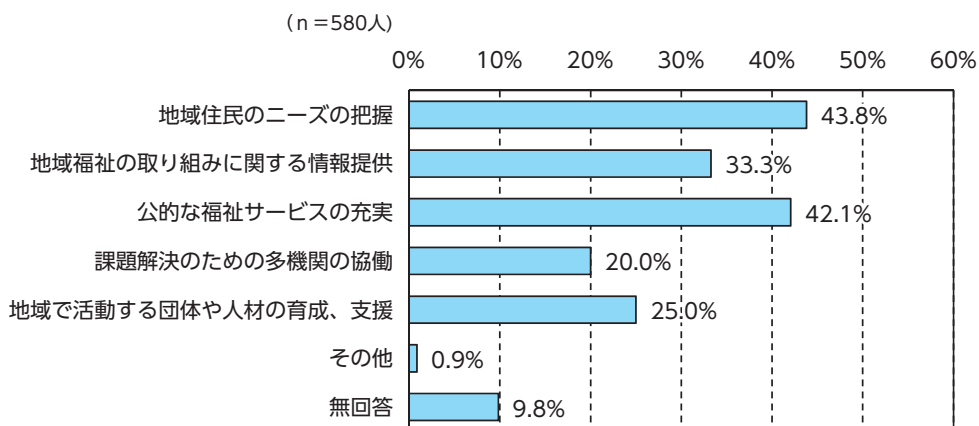
②共助



『②共助』において重要なこととしては、「地域の人々の課題を共有する」が40.7%で最も多く、ついで「より多くの人に地域や福祉に関する情報を広める」が35.7%となっています。

地域の中で情報を広め、課題を共有し、横の広がりを強めていくことが共助において重要と考えられています。

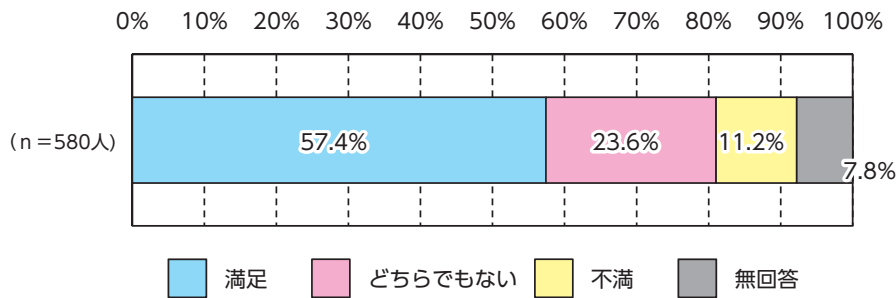
③公助



『③公助』において重要なこととしては、「地域住民のニーズの把握」(43.8%)と「公的な福祉サービスの充実」(42.1%)がともに4割を超えて多くなっています。

公助においては、住民ニーズを把握して、ニーズに即して的確なサービスの充実を図ることが重要と考えられています。

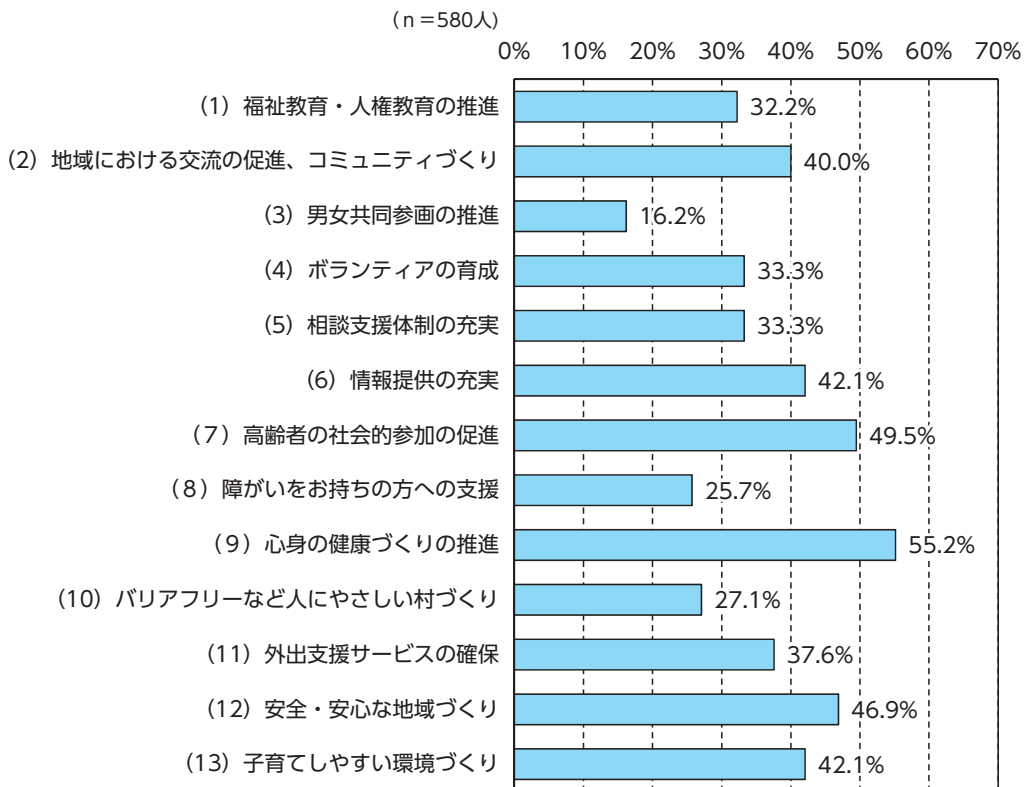
11) 大潟村の地域福祉の取組に対する総合満足度



大潟村のこれまでの福祉施策については、「やや満足」と「満足」とあわせると、57.4%と半数以上が『満足』としており、「やや不満」と「不満」をあわせた『不満』という評価の11.2%を大きく上回る人が満足と評価しています。

12) 大潟村の地域福祉施策に対する満足度と重要度

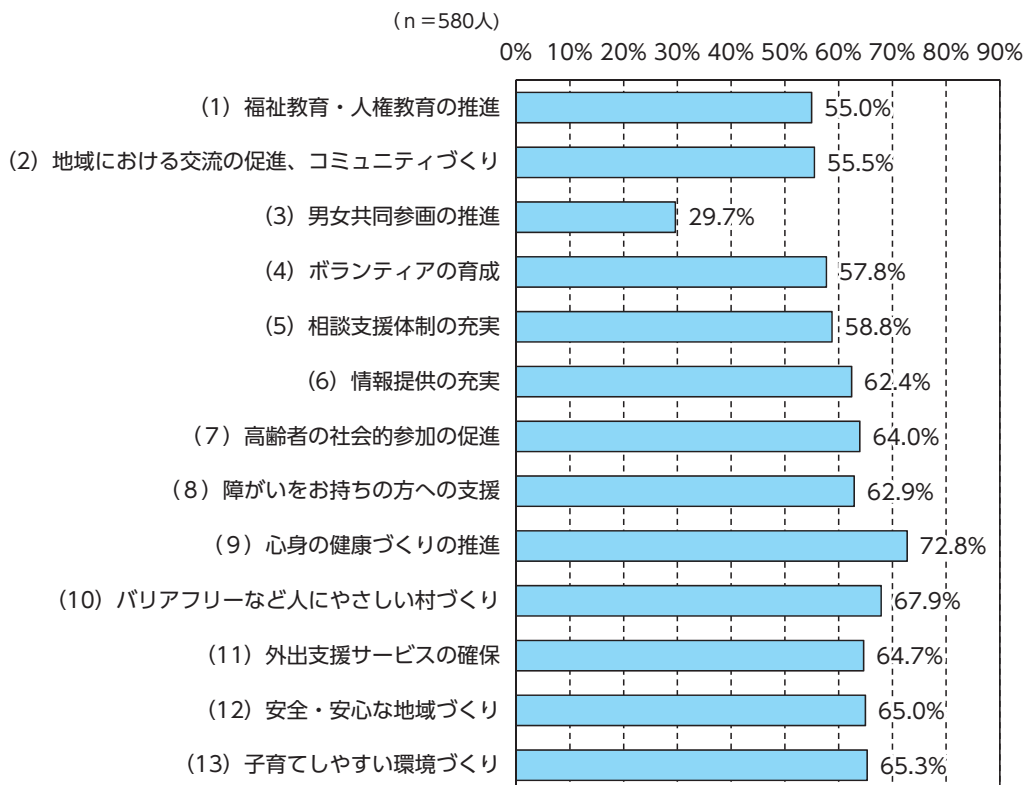
<“満足している” 主要施策>



「満足」と「やや満足」をあわせた“満足している”という回答の割合について整理すると、「(9)心身の健康づくりの推進」が55.2%と最も多く、回答者の半数以上が満足していると評価しています。

ついで「(7)高齢者の社会的参加の促進」も49.5%と半数近くが満足していると評価しており、「(12)安全・安心な地域づくり」(46.9%)、「(6)情報提供の充実」(42.1%)、「(13)子育てしやすい環境づくり」(42.1%)、「(2)地域における交流の促進、コミュニティづくり」(40.0%)などについても4割以上が満足していると評価しています。

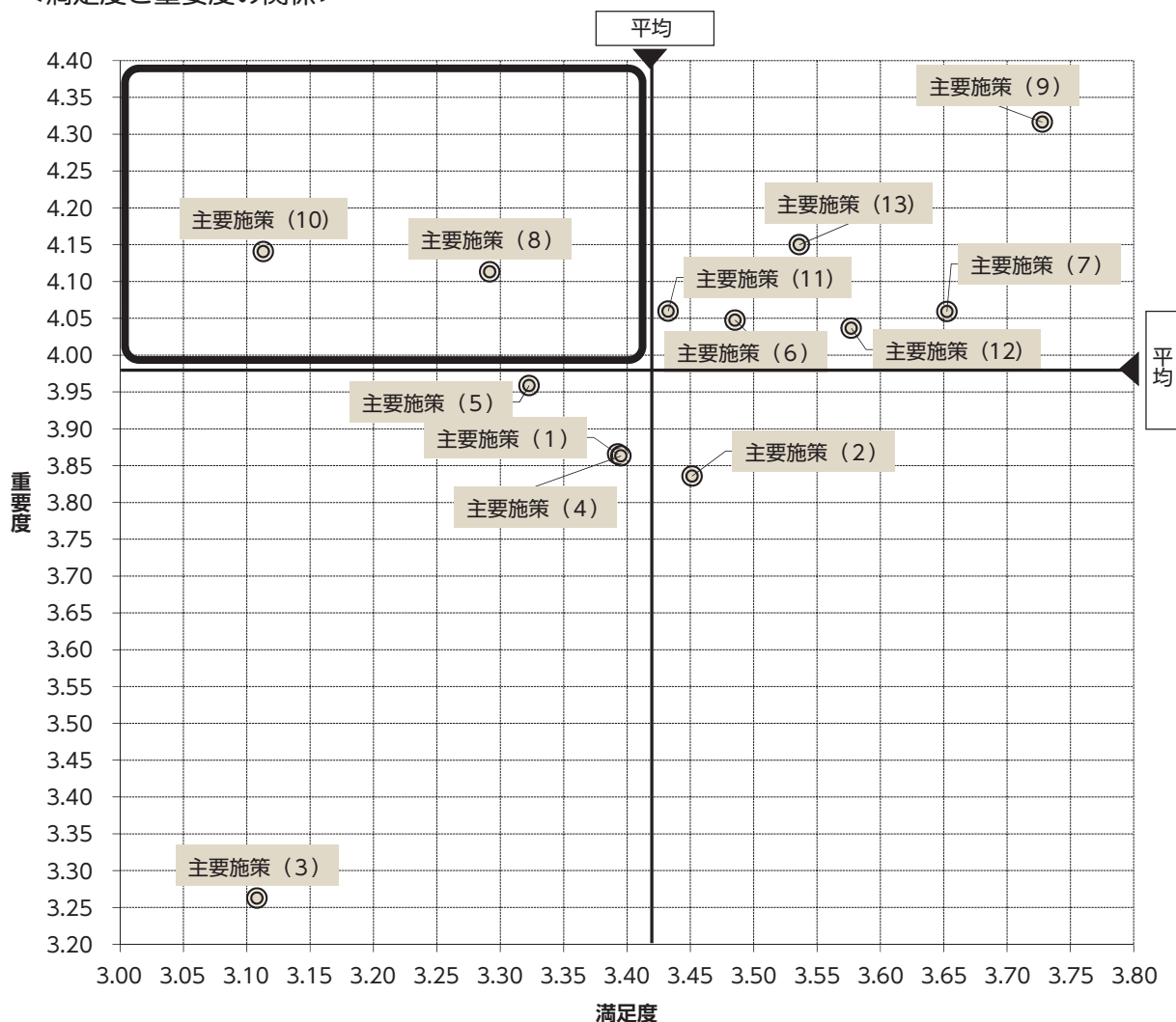
<“重要と思う”主要施策>



「重要」と「やや重要」をあわせた“重要と思う”という回答の割合について整理すると、ほぼすべての項目で半数以上が重要と思うと評価しており、特に「(9)心身の健康づくりの推進」では72.8%が重要と思うと評価しています。

一方で、「(3)男女共同参画の推進」は29.7%で、重要と思うという評価が少なくなっています。

<満足度と重要度の関係>



【①満足度】

満足=5点、やや満足=4点、どちらともいえない=3点、やや不満=2点、不満=1点

【②重要度】

重要=5点、やや重要=4点、どちらともいえない=3点、あまり重要ではない=2点、重要ではない=1点

●①満足度と②重要度について、各回答を上記のように得点化し、横軸に満足度の平均得点、縦軸に重要度の平均得点を使用して、主要施策ごとの満足度と重要度の関係を整理したものが上記のプロット図です。

地域福祉推進における主要施策に対する満足度と重要度について整理すると、重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い課題領域に該当するものは、以下の2項目となっています。

- (8) 障がいをお持ちの方への支援
- (10) バリアフリーなど人にやさしい村づくり

これらについては最優先で改善を図り、満足度を高めていくことが必要だと考えられます。

また主要施策(1)福祉教育・人権教育の推進、(3)男女共同参画の推進、(4)ボランティアの育成、(5)相談支援体制の充実についても満足度が低いため、満足度の向上が求められると考えられます。

3 座談会のポイント

(1) 座談会の目的

「大瀧村地域福祉計画」策定に向けた基礎資料とするため、地域における課題等に関する村民との座談会を開催しました。

(2) 座談会の開催状況

① 開催場所

大瀧村公民館「ちゃっこ」

② 開催日

第1回:平成30年8月21日(火)午前10時～

第2回:平成30年8月24日(火)午前10時～

第3回:平成30年8月27日(月)午前10時～

第4回:平成30年8月27日(月)午後1時30分～

第5回:平成30年8月28日(火)午前10時～

第6回:平成30年8月28日(火)午後1時半～

第7回:平成30年8月28日(火)午後7時～

③ 参加人数

延べ参加人数:住民8名、計画策定委員会委員9名

(3) 回答者の基本属性

1) 子どもの福祉について

- 安心して遊べる遊び場を充実させてほしい。
- 天候の悪いときなど、室内で遊べる施設が村内になくて不便。
- ひとり親として実家に住んでいる場合に、実際には親からの援助を受けていなくても、同一世帯として所得を計算されるため、いろいろな扶助が受けられなかったり、保育料が高くなってしまふ。
- 「やまぶき会(ひとり親家庭の方々の福祉団体)」がひとり親家庭の小、中、高校生への学習支援を実施しているが、ひとり親だけでなく貧困家庭への学習支援も含めて村でももう少し支援できないか。

2) 保育園跡地の活用について

- 子どもの遊び場やなかよし館の機能を持たせるような形にしてほしい。
- 外の遊具は保育園児向けだと思うので、検討してほしい。
- 調理室があるので、うまく活用してほしい。
- 若い人たちが使いやすい機能、施設にしてほしい。

3) 高齢者の福祉について

- アンケート結果では希望する介護の形態は、在宅と施設入所が半々だが、実際は施設入所する人が多くなると思う。
- 高齢者は健康づくり、生きがいがづくりが重要。
- 介護予防教室や転倒予防教室の回数を増やしてほしい。
- ひとり暮らしの高齢者にとっては隣近所との人付き合いや声かけは大事。定期的に誰かが顔を出してくれるとありがたい。
- 除雪が大変なのでボランティアに頼みたい。
- ケアハウスの入所者はあまり外に出ていないようで、運動不足なように感じる。
- 特養では以前はボランティアによる「傾聴」を実施していた。今はやっていないので、入所者の人が寂しいのではないかと思う。
- 配食サービスを毎日実施できないか。
- 子育て世代も高齢者福祉について勉強したい気持ちはあるが、今は子育てで精いっぱい。
- ケアハウスのような高齢者が自立して生活できる施設がもっとあったらいい。
- 認知症対応型グループホームの設置を検討してはどうか。

4) 健康づくりについて

- 運動施設、トレーニング施設を充実させてほしい。
- 若い人にとっても、高齢者にとってもトレーニング施設は必要だと思う。
- 訪問診療の実施を検討してほしい。
- 心の悩みを相談できる窓口も必要だと思う。
- 保健センターでは年4回、専門家を呼んで、心の相談事業を実施しているが、専門家でも合う合わないがあるし、専門の分野もいろいろあるので難しい。むしろ仲間づくりやグループミーティングなども大事だと思う。専門家でなくても経験者など寄り添ってくれる人が分野別にわかれば相談しやすい。
- 心の悩みを抱えている人は窓口に行きたがらない。訪問されるのも嫌な場合がある。

5) 移動支援について

- 移動支援について具体的に検討してほしい。
- マイタウンバスの再編とあわせて移動支援を考えてほしい。
- 社協で実施している農繁期の病院への移送サービスを通年で病院以外にも使えるようにしてほしい。
- 家族が忙しいときは運転を頼みづらい場合もある。それぞれの事情に対応した移送サービスが必要だと思う。
- 高齢者の運転は危険な場合もあり、運転免許返納の理解促進も必要だが、運転できなくなると、村は不便で住みづらい。活動範囲も狭まるので移動支援は重要。
- 頻繁に巡回するバスや自動運転車両などの検討も必要だと思う。
- 高齢者でもハウスに行きたい人はいる。生きがい対策にもなるので、それぞれのニーズに対応できる移送サービスが必要。

6) バリアフリーについて

- 電動車いすが増えてきている。歩行者扱いだが、村の歩道は狭くデコボコなので整備が必要だと思う。
- サルビアの花壇があることで、歩道が狭くなっている。
- 自宅に高齢者と子どもがいると、高齢者のために住宅のバリアフリー化をしても子どもにとってはよくない場合もあり対応が難しい。
- 役場や農協などにはエレベーターがなく、高齢者や障がい者にとっては階段を上るのは大変。

7) 近所づきあい・助け合いについて

- 福祉マップづくりなどは村と社協が連携してつくっていくべきだと思う。
- 災害時に支援が必要な人などの情報がわからない。最近は個人情報保護のためか、そういった情報が共有されにくい。
- 村内の団体には近所の人から誘われて加入した。その団体でしかできないつながりもあるので、よかったと思う。

8) 男女共同参画について

- アンケート結果で男女共同参画の重要性が低いという結果になった。村の周知の仕方が悪いのではないか。村民がきちんと理解できていないと思う。
- 強化月間(6月)に広報するとか、相談窓口を設けるなどの対応は必要だと思う。
- 若い人たちにとっては、男女共同参画は普通のことになってきているのではないかと思う。殊更に叫ぶ時代でもないのかなと感じる。
- 年代によっても考え方が違う。若い人たちは男女共同参画は普通のことだが、年配の人の方が理解していないように思う。それでも今の時代、村の人は男女間格差や不平等を感じる場面は少ないと思う。
- 農家になる前の職場も含めて、仕事上で男女間格差や不便を感じたことはない。子育てでは、不平等というよりは役割の違いかなとも思う。
- 「フレッシュ・ミズ」の皆さんは、すごく能力があるのに活躍できる場が少ないと思う。子育て世代はとても忙しいが、もう少し活躍できる場や機会があればと思う。

9) ボランティアについて

- ホームヘルパーの資格を持っている人が高齢になってきている。
- ホームヘルパーの講座は拘束される時間が長すぎて、子育て世代には難しいと思う。
- 自分の家族のことを考えるとホームヘルパーの資格は取得しておいて損はない。
- ボランティアは後継者不足で、世代交代が進まない。
- ボランティアは基本的に無償で、有償の部分はNPO法人などが担うべき。
- ボランティアが無償だと逆に頼みにくい。有償の方が頼みやすいという人もいる。
- 小さい村なので、村内のボランティアやヘルパーは頼みにくいと思う。
- 村内にヘルパーを斡旋する仕組みや事業所があれば頼む人はいると思う。
- アンケート結果ではボランティアに対する意識が低いような結果だった。ボランティアに頼みたいことがあまりないのか、充足しているということかはわからないが、いずれにしても後継者不足である。

10) ひきこもりについて

- 子どものひきこもりについては、窓口への相談よりも、経験者と話すことが一番助かると思う。
- 自分の親と子ども両方がひきこもりなどの場合は、どちらも看るのは大変。親には外での社会参加の機会があればそうしてほしいと思う。
- ひきこりの高齢者は多い。高齢者へのDVもあると聞く。村は同居率が高いので、うまくいっているようにみえるが、高齢者はあまり声を上げないので実は孤独な高齢者というのも少なくない。
- ひきこりの高齢者の居場所づくりは大事。「ちょこっと(ふれあい交流サロン)」も行く人は決まっている。
- ひきこりの高齢者は軽作業とかはできるので、人手不足になっている農作業とマッチングして賃金を払うことで、外に出てきてくれる。自立と支援のバランスが大事だと思う。

11) 地域福祉全般について

- 様々な地域課題がある中で、社協がもっと臨機応変に対応できるシステムや仕組みが必要だと思う。正職員が少ないことも課題。
- 農福連携の取組で、ひきこもりの高齢者の居場所づくりと障がい者と一緒に作業している。
- 地域共生社会は住民が主体となって、地域課題の解決に取り組むとのことだが、住民ばかりに負担がかかるのも厳しい。村や社協も一緒に取り組んでほしい。
- 村では地域おこし協力隊があまり定着していないように思う。村の後継者とは異なる感覚を持った人材の確保、支援も必要だと思う。
- アンケートの回収率が37.4%と低く、村全体を把握したことにはならないと思う。
- 座談会を年代別にわけて実施したのはよかったと思う。ふれあい健康館でも実施してほしい。
- 福祉サービスを必要としている人の意見をもっと聞けるような工夫が必要だと思う。

4 大潟村地域福祉計画策定委員会

(1) 設置要綱

第2期大潟村地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大潟村の福祉の基本計画と位置づけ、村民と行政がともに取り組んでいくことを目的として、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき平成24年3月に策定した大潟村地域福祉計画の計画期間終了に伴い、第2期大潟村地域福祉計画を策定するため策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15名以内で組織する。

- 2 委員は、地域福祉に関わる関係者で構成し、村長が委嘱する。
- 3 委員会に、学識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

(委員長および副委員長)

第3条 委員会には委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、副村長とし、副委員長は、社会福祉協議会会長とする。
- 3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は平成31年3月31日までとする。

- 2 委員が委嘱された時における当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要に応じて、委員長の判断で委員以外の者を出席させ説明や意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、住民生活課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

(効 力)

- 2 この要綱は、平成31年3月31日をもって、その効力を失う。

(2) 委員名簿

第2期大潟村地域福祉計画策定委員会名簿

●委員

	所 属	職	氏 名	備 考
1	大潟村	副村長	工藤 敏行	(委員長)
2	大潟村社会福祉協議会	会 長	土田 章悟	(副委員長)
3	大潟村教育委員会	教育長	北林 强	
4	大潟村特別養護老人ホームひだまり苑	施設長	鈴木 学	
5	大潟つくし苑	施設長	佐藤 亘	
6	大潟村民生児童委員協議会	会 長	加藤 則子	
7	大潟村身体障がい者協会	会 長	松橋 勝悦	
8	大潟村老人クラブ連合会	会 長	櫻木 義忠	
9	大潟村婦人会	会 長	山本 嘉子	
10	大潟村フレッシュ・ミズ	執行部	中山 郁恵	平成29年度
		執行部	村上 和子	平成30年度
11	大潟村ボランティア連絡協議会	幹 事	森田 勝利	
12	ふれあいネット「ぬくもり」		遠藤 順子	
13	大潟村手をつなぐ育成会	会 長	畠山 政雄	
14	大潟村診療所	所 長	福田 進	平成29年度
		所 長	岩村 文彦	平成30年度

●アドバイザー

	所 属	職	氏 名	備 考
1	秋田地域振興局福祉環境部	次 長	藤田 和彦	平成29年度
		次 長	長岐 武彦	平成30年度

●事務局

	所 属	職	氏 名	備 考
1	住民生活課	課 長	加島 薫	
2	住民生活課	主 任	庄司都志哉	
3	教育委員会	主 任	菅原 聡	
4	保健センター	主 査	遠藤 有子	
5	地域包括支援センター	課長補佐兼保健師	小瀧 みゆき	
6	大潟村社会福祉協議会	主 任	池田 昌弘	

(3) 策定経過

実施日	会議名等	内 容
平成30年2月23日	第1回大潟村地域福祉計画 策定委員会開催	・ 策定委員会設置及び要綱について ・ 大潟村地域福祉計画の概要について 計画の概要 策定方法及び概略日程 アンケート調査
3月9日 ～ 3月23日	大潟村地域福祉計画 アンケート調査実施	・ 全戸にアンケート調査用紙配布 (1世帯に2票配布、回収率 37.4%)
7月26日	第2回大潟村地域福祉計画 策定委員会開催	・ アンケート調査の結果について ・ 座談会の開催について
8月21日 ～ 8月28日 (全7回)	座談会(年代別に実施) ・39歳以下(2回) ・40歳～64歳まで(2回) ・65歳以上(2回) ・全住民(1回)	・ 大潟村公民館「ちゃっこ」 ・ 延べ出席者 住民：8名 委員：9名
10月19日	第3回大潟村地域福祉計画 策定委員会開催	・ 座談会の結果について ・ 計画骨子(案)について
12月25日	第4回大潟村地域福祉計画 策定委員会開催	・ 大潟村地域福祉計画(素案)について
平成31年2月7日	大潟村議会全員協議会	・ 大潟村地域福祉計画の策定経過等について ・ 大潟村地域福祉計画(素案)の概要について
2月13日 ～ 2月22日	地域福祉計画 パブリックコメント	・ 役場HPに掲載 ・ 住民生活課窓口、公民館、保健センター、 ふれあい健康館で配布
3月1日	第5回大潟村地域福祉計画 策定委員会開催	・ パブリックコメントの結果と対応について
随 時	事務局内での検討	・ アンケート内容、座談会実施方法、計画案 について検討

第2期大瀧村地域福祉計画

平成31年3月

発行・編集 **大瀧村**

〒010-0494

秋田県南秋田郡大瀧村字中央1-1

TEL:0185-45-2114